

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律 参照条文 目次

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）（抄）

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）【外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十八号）及び安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）による改正後】

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（抄）

○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（抄）

○公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）（抄）

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）【外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）及び安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）による改正後】

○国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号（和訳）（抄）

○国際連合安全保障理事会決議第千七百三十七号（和訳）（抄）

○国際連合安全保障理事会決議第千二百三十一号（和訳）（抄）

○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）【安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）による改正後】

○銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）【安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）による改正後】

- 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）【安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）による改正後】 54
- 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）【安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）による改正後】 55
- 信託業法（平成十六年法律第五十四号）（抄） 55
- 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄） 55
- 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄） 56
- 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）（抄） 56
- 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄） 56
- 火災びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）（抄） 56
- 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）（抄） 56
- 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）（抄） 57
- サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）（抄） 57
- 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）（抄） 57
- 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）（抄） 58
- 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄） 58
- 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）（抄）【公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十一号）による改正後】 59
- 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（抄）【所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）による改正後】 59
- 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）（抄） 60
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄） 60
- 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄） 60

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

○衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）（抄）

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（抄）

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）（抄）

目次

| | |
|---------|---------------------|
| 第一章・第二章 | （略） |
| 第三章 | 公告国際テロリストの財産の凍結等の措置 |
| 第一節 | 第三節（略） |
| 第四章・第五章 | （略） |

附則

（目的）

第一条 この法律は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百七十三号その他の同理事会決議が国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合の全ての加盟国に対し当該行為を防止し、及び抑止するために当該行為を実行し、又は支援する者（以下「国際テロリスト」という。）の財産の凍結等の措置をとることを求めていることを踏まえ、我が国が実施する当該措置について必要な事項を定めることにより、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）による措置と相まって、我が国が当該行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とする。

（国の責務）

第二条 国は、次章及び第三章の規定による措置が適正かつ円滑に行われることを確保するため、国際的なテロリズムの行為の防止及び抑止に関する国際的な情報交換その他の協力を推進するとともに、当該行為の防止及び抑止の重要性について国民の理解を深めるよう努めるものとする。

（公告）

第三条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百三十三号その他の政令で定める同理事会決議（附則第二条において「第千二百六十七号、同理事会決議第千九百八十八号その他の政令で定める同理事会決議により設置された委員会の作成する名簿（以下単に「名簿」という。）に記載されたときは、国家公安委員会は、遅滞なく、その旨、その者の氏名又は名称その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公告するものとする。この場合において、当該公告された者の所在が判明しているときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に対し、当該公告に係る事項を通知するものとする。この旨を官報により公告するものとする。この場合において、当該変更に係る者の所在が判明しているときは、国家公安委員会は、遅滞なく、その旨を官報により公告するものとする。この旨を通知するものとする。

3 前項の規定は、第一項の規定により公告された者が名簿から抹消された場合について準用する。

（指定）

第四条 国家公安委員会は、国際連合安全保障理事会決議第千三百七十三号（以下この項及び附則第二条において「第千三百七十三号決議」という。）に定める国際的なテロリズムの行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に我が国として寄与するため、次の各号のいずれにも該当する者（前条第一項の規定によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストとして、三年を超えない範囲内で期間、第千三百七十三号決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストとして、三年を超えない範囲内で期間

を定めて指定するものとする。

一 外国為替及び外国貿易法第十六条第一項に規定する本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者であるとしたならば、第一千三百七十三号決議を誠実に履行するため必要があるとして同項の規定により当該支払又は支払等について許可を受ける義務を課せられることとなる者（第一千三百七十三号決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者として現に当該義務を課せられている者を含む。）

二 次のいづれかに該当する者
イ 公衆等脅迫目的の犯罪行為（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為をいう。以下同じ。）を行い、行おうとし、又は助けたと認められる者であつて、将来更に公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、又は助ける明らかなおそれがあると認めると十分なる理由があるもの
ロ・ハ（略）

2
4（略）

（指定の公告）

第五条 国家公安委員会は、指定をするときは、その旨、当該指定に係る者の氏名又は名称、当該指定の有効期間その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公告するものとする。

2
4（略）

（指定の取消し）

第七条（略）
2 第四条第二項及び第三項並びに第五条第一項から第三項までの規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「、当該指定の有効期間その他の」とあるのは、「その他の」と読み替えるものとする。

第三章 公告国際テロリストの財産の凍結等の措置

（公告国際テロリストに対する行為の制限）

第九条 第三条第一項の規定により公告された者又は指定（仮指定を含む。第十七条第六項及び第二十四条において同じ。）を受けている者（以下「公告国際テロリスト」と総称する。）は、次に掲げる行為をしようとするときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

一 金銭、有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいい、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）、貴金属等（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項第四十三号に規定する貴金属等をいう。）、土地、建物、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車）をいう。第十七条第一項において同じ。）その他これらに類する財産として政令で定めるもの（その価額が政令で定める額を超えるものに限る。以下「規制対象財産」という。）の贈与を受けること。

二 規制対象財産の貸付けを受けること。
三 規制対象財産（金銭を除く。第十五条第三号において同じ。）の売却、貸付けその他の処分の対価の支払を受けること。

四 預貯金に係る債務その他の政令で定める金銭債務（第十五条第四号において「預貯金等債務」という。）の履行を受けること（前三号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

五 この条（前二号に係る部分に限る。）の規定により債務の履行を受けることについて許可を受けなければならない金銭債権（以下「特定金銭債権」という。）を譲り渡すこと。

(許可の申請)

第十条 公告国際テロリストは、前条の許可を受けようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該公告国際テロリストの住所又は居所地（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地。以下「住所等」という。）を管轄する公安委員会（日本国内に当該公告国際テロリストの住所等がないときは、当該許可の申請に係る行為に最も密接な関係がある地を管轄する公安委員会）に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一（三）（略）

四 前条第五号に掲げる行為にあっては、当該行為に係る特定金銭債権を当該行為の相手方に対する債務の履行に充てることその他の当該行為の目的

五（略）

2（略）

(許可の基準)

第十一条 公安委員会は、公告国際テロリストから第九条第一号から第四号までに掲げる行為に係る同条の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る取得財産が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可をしなければならない。

一 当該公告国際テロリスト及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族（その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）の生活のために通常必要とされる費用の支払に充てられること。

二 公租公課の支払に充てられること。

三 この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為に係る訴訟に関する費用の支払に充てられること。

四 前三号に掲げるもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそれがないこと。

2 公安委員会は、公告国際テロリストから第九条第五号に掲げる行為に係る同条の許可の申請があつた場合において、当該行為に係る特定金銭債権が当該行為の相手方に対する仮装のものでない債務の履行に充てられると認めるときその他当該行為が同条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定による当該公告国際テロリストに対する行為の制限を免れる目的でされるものでないと認めるときは、その許可をしなければならない。

(許可の条件)

第十二条 公安委員会は、第九条の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、第九条の規定による公告国際テロリストに対する行為の制限の確実な実施を図るため必要な最小限度のものでなければならない。

(許可証の交付等)

第十三条 (略)

2 許可証の交付を受けた公告国際テロリストは、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会に申請をして、許可証の再交付を受けることができる。

3 許可証の交付を受けた公告国際テロリストは、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その許可証（第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した許可証）を公安委員会に返納しなければならない。

一 次条の規定により第九条の許可が取り消されたとき。

二 第九条の規定により許可を受けた行為をしないこととなつたとき。

三 前項の規定により許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

(公告国際テロリストを相手方とする行為の制限)

第十五条 何人も、公告国際テロリストを相手方として次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、その相手方がそれぞれ当該各号に定める行為に係る許可証を提示した場合は、この限りでない。

- 一 規制対象財産の贈与をすること 第九条第一号に掲げる行為
- 二 規制対象財産の貸付けをすること 第九条第二号に掲げる行為
- 三 規制対象財産の売却、貸付けその他の処分のため対価を支払うこと 第九条第三号に掲げる行為
- 四 預貯金等債務の履行をすること（前三号に掲げる行為に該当するものを除く。） 第九条第四号に掲げる行為
- 五 特定金銭債権を譲り受けること 第九条第五号に掲げる行為

（特定金銭債権の差押債権者に対する支払の禁止命令）

第十六条 特定金銭債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられた場合において、当該差押債権者が第九条第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定による公告国際テロリストに対する行為の制限を免れさせる目的で当該差押えをしたと認められるときは、当該公告国際テロリストの住所等（日本国内に住所等がないとき、又は日本国内の住所等が知れないときは、当該差押命令を発した執行裁判所又は当該差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の所在地）を管轄する公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該支払をしてはならない旨を命ずることができない。この場合において、当該公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該差押債権者に対し、当該命令をした旨その他の国家公安委員会規則で定める事項を通知するものとする。

2 公安委員会は、前項後段の規定による通知をしようとする場合において、差押債権者の所在が判明しないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を官報により公告するものとする。

3 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による命令を取り消さなければならない。

- 一 第一項の公告国際テロリストが公告国際テロリストでなくなったとき。
- 二 第一項の公告国際テロリストと差押債権者との関係その他の事情に照らし、当該差押債権者が当該命令に係る金銭の支払を受けたとしても当該金銭が公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそれがないと認めるとき。

第十七条 公告国際テロリストが所持している規制対象財産（土地、建物、自動車その他携帯することができない財産として政令で定められるものを除く。以下この条、第二十四条及び第二十九条第三号において同じ。）の一部が、第十一条第一項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、当該公告国際テロリストの住所等（日本国内に住所等がないとき、又は日本国内の住所等が知れないときは、当該規制対象財産の所在地）を管轄する公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該公告国際テロリスト又はこれに代わって当該規制対象財産を管理する者に対し、その該当しない部分の規制対象財産の提出を命じ、提出された規制対象財産を仮領置することができる。

2 前項又はこの項の規定による規制対象財産の仮領置をした公安委員会は、当該規制対象財産を所持していた公告国際テロリストの住所等が他の公安委員会の管轄区域内にあることが判明した場合において、第四項又は第五項の規定による当該規制対象財産の返還を適正かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該規制対象財産を当該他の公安委員会に引き継ぐことができる。この場合において、その引継ぎを受けた公安委員会は、引き続き当該規制対象財産を仮領置した上で、国家公安委員会規則で定めるところにより、速やかに、当該公告国際テロリストに対し、その旨を通知するものとする。

3 前二項の規定による仮領置に係る規制対象財産を所持していた公告国際テロリストは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該仮領置をしている公安委員会に対し、その全部又は一部の返還を申請することができる。国家公安委員会規則で定めるところにより、当該公安委員会は、前項の規定による申請を受けた場合において、公告国際テロリストが所持する規制対象財産の減少その他の第一項の規定

による仮領置をした後の事情の変化による申請を受け、当該申請に係る規制対象財産の全部又は一部が第十一条第一項各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その該当する部分の規制対象財産を返還しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による仮領置をした公安委員会は、当該仮領置に係る規制対象財産を所持していた公告国際テロリストが公告国際テロリストでなくなつたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者又はその者以外の所有者その他の当該規制対象財産の返還を受ける権利を有する者に対し、当該規制対象財産を返還しなればならない。

6 前項の場合において、第三条第三項において準用する同条第二項の規定による公告があつた日から起算して一年を経過してもなお規制対象財産の返還を受けるべき者の所在が判明しないとき、又はその者が当該規制対象財産の引取りをしないうことによりこれを返還することができないときは、当該規制対象財産は、これを仮領置している公安委員会が置かれていない都道府県に帰属する。

7 第五項の規定により公告国際テロリストでなくなつた者以外の規制対象財産の返還を受ける権利を有する者に対し当該規制対象財産を返還しようとする場合において、その者が公告国際テロリストであるときは、公安委員会は、同項の規定にかかわらず、当該規制対象財産のうちその者について第十一条第一項各号のいずれにも該当しないと認められる部分については引き続き仮領置するものとし、その他の部分についてはその者に返還するものとする。この場合において、公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に対し、引き続き仮領置する旨を通知するものとする。

8 第二項から前項までの規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定による仮領置について準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中「を所持していた」とあるのは、「の返還を受ける権利を有する」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（財産の凍結等の措置の実施に当たつての配慮）
第十八条 前二節の規定による措置は、その国民経済に対する影響をできるだけ少ないものとするように留意しつつ、国際的協調の下に、国際的なテロリズムの行為の防止及び抑止の効果が十分に発揮されるように実施しなければならない。

（立入検査等）

第二十条 公安委員会は、前二節の規定による措置を実施するため必要があると認めるときは、公告国際テロリストに対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に公告国際テロリストが所有し、若しくは占有する不動産に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

（公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に係る命令）

第二十二條 第十五條の規定に違反して前條の規定による情報の提供又は指導若しくは助言を受けた者が再び第十五條の規定に違反した場合において、更に反復して同條の規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該違反行為をした者の住所等（日本国内に住所等がないとき、又は日本国内の住所等が知れないときは、当該違反行為に最も密接な関係がある地。次項において同じ。）を管轄する公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に対し、更に反復して同條の規定に違反する行為をしてはならないことを命ずることができる。

2 前項の規定による場合のほか、第十五條の規定に違反した者が再び同條の規定に違反するおそれがあると認めるときは、同條の規定による公告国際テロリストを相手方とする行為の制限の確実な実施を図るため特に必要があるときは、当該違反行為をした者の住所等を管轄する公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に対し、再び同條の規定に違反する行為をしてはならないことを命ずることができる。

（損失補償）

第二十四條 第十五條各号に掲げる行為の行為者が、当該行為をすることをその相手方に約した後（当該行為のうちその相手方の請求があつた場合に限り）約することが約されているものにあつては、当該相手方が当該行為者にその請求をし、又はその請求をすることを当該行為者以

外の者に約した後）に当該相手方が第三条第一項の規定により公告され、若しくは指定を受けたため、当該行為ができなくなったことにより当該相手方以外の者が損失を受けた場合又は規制対象財産を所持している者が同項の規定により公告され、若しくは指定を受けたことにより当該規定により当該規制対象財産が仮領置されたため、当該規制対象財産を所持していた者以外の者が損失を受けた場合において、国は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

（適用範囲）

第二十五条（略）

2 公告国際テロリストが行う第九条各号に掲げる行為に該当する行為が、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項若しくは第三項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十一条第一項、第二十四条第一項若しくは第五十二条の規定により許可若しくは承認を受ける義務を課されるものである場合又は同法第二十一条第一項、第二十五条第六項若しくは第四十八条第三項の規定により許可若しくは承認を受ける義務を課される資本取引（同法第二十条に規定する資本取引をいう。以下この項において同じ。）若しくは輸出に係るものである場合には、当該公告国際テロリストが行う第九号各号に掲げる行為に該当する行為について、この法律の規定は、適用しない。公告国際テロリストを相手方として行う第十五条各号に掲げる行為に該当する行為が、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項若しくは第三項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十一条第一項、第二十四条第一項若しくは第四十八条第三項の規定により許可若しくは承認を受ける義務を課されるものである場合又は同法第二十一条第一項、第二十五条第六項若しくは第四十八条第三項の規定により許可若しくは承認を受ける義務を課される資本取引、役員取引等若しくは輸入に係るものである場合における当該公告国際テロリストを相手方として行う第十五条各号に掲げる行為に該当する行為についても、同様とする。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する行為をした者（法人その他の団体にあつては、その役員又は構成員として当該行為をした者）は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条の規定に違反して許可を受けないで同条各号に掲げる行為をすること。

二 偽りその他不正の手段により第九条の許可を受けること。

三 第十七条第一項の規定による命令に違反して規制対象財産を提出しないこと。

四 偽りその他不正の手段により第十七条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による返還を受けること。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する行為をした者（法人その他の団体にあつては、その役員又は構成員として当該行為をした者）は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項の規定により第九条の許可に付された条件に違反すること。

二 第二十条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をすること。

三 第二十二条の規定による命令に違反して第十五条の規定に違反する行為をすること。

第三十一条 第十六条第一項の規定による命令に違反する行為をした者（法人その他の団体にあつては、その役員又は構成員として当該行為をした者）は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附則

（この法律の廃止）

第二条 この法律は、第一千二百六十七号等決議（国際テロリストの財産の凍結等の措置に係る部分に限る。）がいずれもその効力を失ったときは、速やかに、廃止するものとする。

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）【外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十八号）及び安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）による改正後】

目次

第一章（第六章）（略）

第二章（報告等）（第五十五条—第五十五条の九）

第三章（第九章）（略）

附則

（定義）

第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（略）

九 「暗号資産」とは、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。

十（略）

2 （略）

（通貨の指定）

第八条 この法律の適用を受ける取引又は行為に係る通貨による支払又は支払の受領をいう。以下同じ。）は、財務大臣の指定する通貨により行わなければならない。

（取引等の非常停止）

第九条 主務大臣は、国際経済の事情に急激な変化があつた場合において、緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、政令で定める期間内において、この法律の適用を受ける取引、行為又は支払等の停止を命ずることができる。

2 （略）

（支払等）

第十六条 主務大臣は、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるときは、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるときは、支払等が、これらと同一の見地から許可又は承認を受ける義務を課した取引又は行為に係る支払等である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者に対し、当該支払又は支払等について、許可を受ける義務を課することができる。

2 前項に定める場合のほか、主務大臣は、我が国の国際収支の均衡を維持するため特に必要があると認めるときは、支払が、次章から第六章までの規定により許可を受け、若しくは届出をする義務が課され、又は許可若しくは承認を受ける義務を課することができることとされている取引又は行為に係る支払である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者に対して支払をしようとする居住者に対し、これらの支払について、許可を受ける義務を課することができる。

3 前二項に定める場合のほか、主務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、支払等が、次章から第六章までの規定により許可を受け、若しくは届出をする義務が課され、又は許可若しくは承認を受ける義務を課することができることとされている取引又は行為に係る支払等である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けた支払を

しようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者に対し、当該支払又は支払等について、許可を受ける義務を課することができる。

5 4 (略)
この法律又はこの法律に基づく命令の規定により、取引又は行為を行うことにつき許可若しくは承認を受け、又は届出をする義務が課されているときは、政令で定める場合を除き、当該許可若しくは承認を受けないで、又は当該届出をしないで当該取引又は行為に係る支払等をしてはならない。

(支払等の制限)

第十六条の二 主務大臣は、前条第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が課された支払等を当該許可を受けずに行つた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された支払等を当該許可を受けずに行うおそれがあるとき、その者に対し、一年以内の期間を限り、本邦から外国へ向けた支払（銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。第二十一条第三項において同じ。）その他の他の政令で定める金融機関（以下「銀行等」という。）又は資金移動業者（資金決済に関する法律第二条第三項に規定する資金移動業者をいい、同法第三十七条の二第二項の規定により資金移動業者とみなされる者を含む。以下同じ。）が行う為替取引によつてされるもの及び暗号資産交換業者（同法第二条第二項に規定する暗号資産交換業者をいう。以下同じ。）がその顧客の支払に係る暗号資産の移転を行う場合（当該暗号資産の移転が同法第二条第十七項に規定する暗号資産交換業者を産交換業者に暗号資産の管理を委託している当該暗号資産の移転による暗号資産の移転である場合）その他政令で定める場合に限る。）又は資金移動業者が行う為替取引によつてされるもの及び暗号資産交換業者がその顧客の支払に係る暗号資産の移転を行う場合（当該暗号資産の移転が同法第二条第十七項に規定する暗号資産交換業者若しくは同法第二条第十七項に規定する暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している当該暗号資産交換業者若しくは同法第二条第十七項に規定する暗号資産交換業者との間で暗号資産の移転を行う場合）その他政令で定める場合に限る。）の顧客との間で暗号資産の移転を行う場合（当該暗号資産交換業者の顧客との間で暗号資産の移転を行う場合）その他政令で定める場合を除く。）及び居住者との間で暗号資産の移転を行う場合（当該暗号資産交換業者の顧客との間で暗号資産の移転を行う場合）その他政令で定める場合を除く。）について、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受けざる義務を課することができる。

(銀行等の確認義務)

第十七条 銀行等は、その顧客の支払等が、次の各号に掲げる支払等のいずれにも該当しないこと、又は次の各号に掲げる支払等に該当すると認められる場合には当該各号に定める要件を備えていることを確認した後でなければ、当該顧客と当該支払等に係る為替取引を行つてはならない。

一 第十六条第一項から第三項までの規定により許可を受ける義務が課された支払等 当該許可を受けていること。

二 第二十一条第一項又は第二項の規定により許可を受ける義務が課された第二十条に規定する資本取引に係る支払等 当該許可を受けていること。

三 その他この法律又はこの法律に基づく命令の規定により許可若しくは承認を受け、又は届出をする義務が課された取引又は行為のうち政令で定めるものに係る支払等 当該許可若しくは承認を受け、又は当該届出後の所要の手續を完了していること。

(確認のための是正措置等)

第十七条の二 財務大臣は、銀行等が前条の規定に違反してその顧客の支払等に係る為替取引を行い、又は行うおそれがあるときは、当該銀行等に対し、同条の確認が適切に行われるための措置をとることを命ずることができる。又は行うおそれがあるときは、財務大臣は、前項の規定による命令を銀行等に対してする場合において必要があると認めるときは、同項の措置がとられるまでの間、当該銀行等に対し外国為替取引に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該銀行等の当該業務の内容を制限することができる。

(資金移動業者への準用)
第十七条の三 前二条の規定は、資金移動業者がその顧客の支払等に係る為替取引を行う場合について準用する。

(暗号資産交換業者への準用)
第十七条の四 第十七条及び第十七条の二の規定は、暗号資産交換業者がその顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合について準用する。この場合において、第十七条中「顧客」とあるのは「顧客」と、「為替取引」とあるのは「暗号資産の移転」と、第十七条の二第一項中「為替取引」とあるのは「暗号資産の移転」と、同条第二項中「外国為替取引」とあるのは「暗号資産の移転」と読み替えるものとする。

(銀行等の本人確認義務等)

第十八条 銀行等は、次の各号に掲げる顧客と本邦から外国へ向けた支払又は非居住者との間でする支払等（当該顧客が非居住者である場合を除く。）に係る為替取引（政令で定める小規模の支払又は支払等に係るものを除く。以下「特定為替取引」という。）を行うに際しては、当該顧客について、運転免許証の提示を受ける方法その他の財務省令で定める方法による当該各号に定める事項（以下「本人特定事項」という。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。

- 一 自然人 氏名、住所又は居所（本邦内に住所又は居所を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、財務省令で定める事項）及び生年月日
- 二 法人 名称及び主たる事務所の所在地

2 銀行等は、顧客の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために特定為替取引を行うときその他の当該銀行等との間で現に特定為替取引の任に当たっている自然人が当該顧客と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該顧客の本人確認に加え、当該特定為替取引の任に当たっている自然人（以下この条及び次条において「代表者等」という。）についても、本人確認を行わなければならない。

3 顧客が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものである場合には、当該国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもののために当該銀行等との間で現に特定為替取引の任に当たっている自然人を顧客とみなして、第一項の規定を適用する。

4 顧客（前項の規定により顧客とみなされる自然人を含む。以下同じ。）及び代表者等は、銀行等が本人確認を行う場合において、当該銀行等に対して、顧客又は代表者等の本人特定事項を偽つてはならない。

(銀行等の免責)

第十八条の二 銀行等は、顧客又は代表者等が特定為替取引を行う際に本人確認に応じないときは、当該顧客又は代表者等がこれに応ずるまでの間、当該特定為替取引に係る義務の履行を拒むことができる。

(本人確認記録の作成義務等)

第十八条の三 銀行等は、本人確認を行った場合には、直ちに、財務省令で定める方法により、本人特定事項その他の本人確認に関する事項として財務省令で定める事項に関する記録（次項において「本人確認記録」という。）を作成しなければならない。

2 銀行等は、本人確認記録を、特定為替取引が終了した日その他の財務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

(本人確認及び本人確認記録の作成のための是正措置)

第十八条の四 財務大臣は、銀行等が特定為替取引に関して第十八条第一項から第三項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定に違反しているとき、当該銀行等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十八条の五 第十八条から前条までの規定は、資金移動業者が特定為替取引を行う場合について準用する。

(資金移動業者への準用)

第十八条の六 第十八条から第十八条の四までの規定は、暗号資産交換業者がその顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合について準用する。この場合において、第十八条第一項中「顧客」とあるのは「顧客」と、「係る為替取引」とあるのは「係る暗号資産の移転」と、「特定為替取引」とあるのは「暗号資産移転取引」と、同条第二項及び第三項、第十八条の二、第十八条の三第二項並びに第十八条の四中「特定為替取引」とあるのは「暗号資産移転取引」と読み替えるものとする。

(支払手段等の輸出入)

第十九条 財務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、支払手段（第六条第一項第七号ハに掲げる支払手段が入力されている証券等を含む。）又は証券を輸出し、又は輸入しようとする居住者又は非居住者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

2 財務大臣は、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるとき、又は国際収支の均衡若しくは通貨の安定を維持するため特に必要があると認めるときは、貴金属を輸出し、又は輸入しようとする居住者又は非居住者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

3 居住者又は非居住者は、第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入しようとするときは、当該支払手段又は当該証券若しくは貴金属の輸出又は輸入が前二項の規定に基づく命令の規定により財務大臣の許可を受けたものである場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸出又は輸入の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣に届け出なければならぬ。

(資本取引の定義)

第二十条 資本取引とは、次に掲げる取引又は行為（第二十六条第一項各号に掲げるものが行う同条第二項に規定する対内直接投資等に該当する行為を除く。）をいう。

一 居住者との間の預金契約（定期積金契約、掛金契約、預け金契約その他これらに類するものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。）又は信託契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引（以下「債権の発生等に係る取引」という。）

二 居住者との間の金銭の貸借契約又は債権の保証契約に基づく債権の発生等に係る取引

三 居住者との間の対外支払手段又は債権の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引

四 居住者との間の預金契約、信託契約、金銭の貸借契約、債務の保証契約又は対外支払手段若しくは債権その他の売買契約に基づく外国通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引

五 居住者による非居住者からの証券の取得（これらの者の一方の意思表示により、居住者による非居住者からの証券の取得が行われる権利の当該一方の者による証券の譲渡（これらの者の一方の意思表示により、居住者による非居住者に対する証券の譲渡（これらの者の一方の意思表示により、居住者による非居住者に対する証券の譲渡が行われる権利の当該一方の者による証券の譲渡）を含む。）

六 居住者による外国における証券の発行若しくは募集若しくは本邦における外貨証券の発行若しくは募集又は非居住者による本邦における証券の発行若しくは募集

七 非居住者による本邦通貨をもつて表示され、又は支払われる証券の外国における発行又は募集

八 居住者との間の金融指標等先物契約に基づく債権の発生等に係る取引

九 居住者との間の金融指標等先物契約に基づく債権の発生等に係る取引又は金融指標等先物契約（外国通貨の金融指標（金融商品取引法第二十五条に規定する金融指標をいう。）に係るものに限る。）に基づく本邦通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引

十 居住者による外国にある不動産若しくはこれに関する権利の取得又は非居住者による本邦にある不動産若しくはこれに関する権利の取得
十一 第一号及び第二号に掲げるもののほか、法人の本邦にある事務所と当該法人の外国にある事務所との間の資金の授受（当該事務所の運営に必要な経常的経費及び経常的な取引に係る資金の授受として政令で定めるものを除く。）
十二 前各号に掲げる取引又は行為に準ずるものとして政令で定めるもの

（資本取引とみなす取引）

第二十条の二 次の各号に掲げる取引は、当該各号に定める資本取引とみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）の規定を適用する。
一 居住者と非居住者との間の暗号資産の管理に関する契約に基づく当該暗号資産の移転を求め、変更又は消滅に係る取引（以下この条において「暗号資産の移転を求め、変更又は消滅に係る取引」という。）
二 居住者と非居住者との間の暗号資産の貸借契約又は暗号資産を移転する義務の保証契約に基づく暗号資産の移転を求め、権利の発生等に係る取引
三 居住者と非居住者との間の暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に関する契約に基づく暗号資産の移転を求め、権利の発生等に係る取引
前条第三号に掲げる資本取引

（財務大臣の許可を受ける義務を課する資本取引等）

第二十一条 財務大臣は、居住者又は非居住者による資本取引（第二十条に規定する資本取引をいい、第二十四条第一項に規定する特定資本取引に該当するものを除く。次条第一項、第五十五条の三及び第七十条第一項において同じ。）が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき、又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うこととする居住者又は非居住者に対し、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

2 前項に定める場合のほか、財務大臣は、居住者又は非居住者による同項に規定する資本取引（特別国際金融取引勘定で経理されるものを除く。）が何らの制限なしに行われた場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるときは、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うこととする居住者又は非居住者に対し、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

一 我が国の国際収支の均衡を維持することが困難になること。
二 本邦通貨の外国為替相場に急激な変動をもたらすことになること。
三 本邦と外国との間の大量の資金の移動により我が国の金融市場又は資本市場に悪影響を及ぼすことになること。

3 前項の「特別国際金融取引勘定」とは、銀行その他の政令で定める金融機関が、非居住者（外国法令に基づいて設立された法人その他政令で定める者に限る。以下この項及び次項において同じ。）から受け入れた預金その他の非居住者から調達した資金を非居住者に対する金の貸付け、非居住者からの証券の取得その他の非居住者との間で運用に充てるために行う次に掲げる取引又は行為（前条の規定により資本取引とみなされるものを除く。）に係る資金の運用又は調達に関する経理をその他の取引又は行為に係る資金の運用又は調達に関する経理と区分して整理するため財務大臣の承認を受けて設ける勘定をいう。

一 第二十条第一号に掲げる資本取引のうち、非居住者との間の預金契約で政令で定めるものに基づく債権の発生等に係る取引
二 第二十条第二号に掲げる資本取引のうち、非居住者との間の金銭の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引
三 第二十条第五号に掲げる資本取引のうち、非居住者が発行する証券（政令で定めるものに限る。）の非居住者からの取得又は非居住者

4 前項に規定する特別国際金融取引勘定（以下この項及び次条第二項において「特別国際金融取引勘定」という。）とその他の勘定との間に

5 当該取引又は行為の相手方が非居住者であること、確認その他必要な事項及び特別国際金融取引勘定において経理される取引又は行為に關し、政令で定めるところにより、これらの規定による許可の申請を併せて行うことができる。この場合において、財務大臣は、当該申請に係る資本取引について許可を受ける義務を課することとなつた事態のいづれをも生じさせないかを併せ考慮して、許可をすることがある。

6 財務大臣は、第二十三条第一項の規定により届け出なければならぬとされる同条第二項に規定する対外直接投資を行うことについて第一項又は第二項の規定により許可を受ける義務を課したときは、当該許可の申請に係る対外直接投資については、当該許可を受ける義務を併せ考慮して、許可をすることがある。

(資本取引等の制限)
2 財務大臣は、前条第三項各号に掲げる取引若しくは行為(以下この項において「対象外取引等」という。)を特別国際金融取引勘定において経理し、又は当該命令の規定に違反した者が、再び対象外取引等を特別国際金融取引勘定において経理し、又は行為の全部又は一部について特別国際金融取引勘定において経理することを禁止することができる。

(銀行等その他の金融機関等の本人確認義務等)
2 銀行等、銀行等、信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外国信託会社をいう。)、金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者及び同条第二項に規定する第二種金融商品取引業者をいう。第五十五条の三において同じ。)、及び暗号資産交換業者(次項において「銀行等」という。の間で第二十条に規定する資本取引に係る契約の締結その他の政令で定める行為(以下この項において「顧客等」という。))を併せて行うこととなる。この間、銀行等が顧客又はこれに準ずる者として政令で定める行為(次項において「顧客等」という。))を併せて行うこととなる。

2 第十八条第二項から第四項まで及び第十八条の二から第十八条の四までの規定は、銀行等その他の金融機関等が資本取引に係る契約締結等を行う場合について準用する。この場合において、第十八条の三第二項中「特定為替取引」とあるのは、「第二十二條の二第一項に規定する資本取引に係る契約締結等行為」と読み替へるものとする。

(両替業務を行う者への準用)
2 第二十二條の三 第十八條第二項から第四項まで、第十八條の二から第十八條の四まで及び前條第一項の規定は、本邦において両替業務(業として外国通貨又は旅行小切手の売買を行うことを行う者)が顧客と両替(政令で定める小規模のものを除く。)を行う場合について準用する。

(対外直接投資)
2 第二十三條 居住者は、対外直接投資のうち第四項各号に掲げるいづれかの事態を生じるおそれがあるものとして政令で定めるものを行おうとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該対外直接投資の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣に届

け出なければならぬ。

2 (略)

3 第一項の規定による届出をした居住者は、財務大臣により当該届出が受理された日から起算して二十日を経過する日までは、当該届出に係る対外直接投資を行つてはならない。ただし、財務大臣は、当該届出に係る対外直接投資の内容その他からみて特に支障がないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

4 (略)

5 前項の規定による勧告を受けた者は、第三項の規定にかかわらず、当該勧告を受けた日から起算して二十日を経過する日までは、同項の届出に係る対外直接投資を行つてはならない。

6 (略)

7 前項の規定により勧告を応諾する旨の通知をした者は、当該勧告をされたところに従い、当該勧告に係る対外直接投資を行わなければならない。

8 (略)

9 第四項の規定による勧告を受けた者が、第六項の規定による通知をしなければならぬ場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合には、財務大臣は、当該勧告を受けた者に対し、当該対外直接投資の内容の変更又は中止を命ずることができる。ただし、当該変更又は中止を命ずることができない期間は、第四項の規定による勧告を行つた日から起算して二十日以内とする。

10 (略)

11 (略)

(経済産業大臣の許可を受ける義務を課する特定資本取引)

24 経済産業大臣は、居住者による特定資本取引(第二十条第二号に掲げる資本取引(同条第十二号の規定により同条第二号に準ずる取引として政令で定めるものを含む。))のうち、貨物を輸出し、又は輸入する者が貨物の輸出又は輸入に直接伴つてする取引又は行為として政令で定めるもの(短期の国際商業取引の決済のための取引として政令で定めるものを除く。))をいう。以下同じ。))が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき、又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該特定資本取引を行うおとす居住者に対し、当該特定資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

25 前項に定める場合のほか、経済産業大臣は、居住者による特定資本取引が何らの制限なしに行われた場合には、第二十一条第二号に掲げるいづれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるときは、政令で定めるところにより、当該特定資本取引を行うおとす居住者に対し、当該特定資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

(特定資本取引の制限)

26 経済産業大臣は、前条第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が課された特定資本取引を当該許可を受けないで行つた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された特定資本取引を当該許可を受けないで行うおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、特定資本取引を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

(役務取引等)

27 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術(以下「特定技術」という。)を特定の外国(以下「特定国」という。)において提供することを目的とする取引を行うおとす

とする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行うおとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があるときは、特定技術を特定国以外の外国において提供することを目的とする取引を行うおとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国以外の外国の非居住者に提供することを目的とする居住者に対し、政令で定めるところにより、当該取引について、許可を受ける義務を課することができる。

3 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をしようとする者に対し、政令で定めるところにより、当該行為について、許可を受ける義務を課することができる。

一 第一項の規定の確実な実施を図るため必要があるとき 同項の取引に関する次に掲げる行為

イ・ロ (略)

二 前項の規定の確実な実施を図るため必要があるとき 同項の取引に関する次に掲げる行為

イ・ロ (略)

4 居住者は、非居住者との間で、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引を行うおとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

5 居住者は、非居住者との間で、役務取引（労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。）であつて、鉱産物の加工その他これに類するものとして政令で定めるもの（第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該役務取引について、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次項の規定により主務大臣の許可を受ける義務が課された役務取引に該当するものについては、この限りでない。

6 主務大臣は、居住者が非居住者との間で行う役務取引（特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引（第四項に規定するものを除く。）（以下「役務取引等」という。）が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき、又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行うおとする居住者に対し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

(制裁等)

第二十五条の二 経済産業大臣は、前条第一項の規定による許可を受けないで同項に規定する取引を行った者に対し、三年以内の期間を限り、貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下この項及び次項において「貨物設計等技術」という。）を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する貨物設計等技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出（同項及び第七十条第一項第十九号において「技術記録媒体等輸出」という。）若しくは外国において受信されることを目的として行う電気通信による貨物設計等技術の内容とする情報の送信（次項及び同号において「国外技術送信」という。）を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

2 経済産業大臣は、前条第二項又は第三項の規定により経済産業大臣の許可を受ける義務が課された場合において当該許可を受けないでこれらの項に規定する取引又は行為を行った者に対し、一年以内の期間を限り、貨物設計等技術を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する技術記録媒体等輸出若しくは国外技術送信を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

3 経済産業大臣は、前条第四項の規定による許可を受けないで同項に規定する取引を行い、又は貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

4 主務大臣は、前条第六項の規定により役務取引等を行うことについて許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が

課された役務取引等を当該許可を受けないで行った者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された役務取引等を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

(定義)

第二十六条

外国投資家とは、次に掲げるもので、次項各号に掲げる対内直接投資等又は第三項に規定する特定取得を行うものをいう。

一 非居住者である個人

二・三 (略)

四 組合等(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するもの)によつて成立する組合(一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。以下この号及び次項第七号において「任意組合」という。若しくは投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下この号及び次項第七号において「投資事業有限責任組合」という。又は外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するもの(以下この号及び次項第十三項において「特定組合類似団体」という。以下この号において同じ)であつて、第一号に掲げるものその他政令で定めるもの)による出資の金額の合計の当該組合員(特定組合類似団体にあつては全ての構成員)による出資の金額の総額に占める割合が百分の五十以上に相当するもの又は同号に掲げるものその他政令で定めるものが当該組合等の業務執行組合員(任意組合の業務の執行の委任を受けた組合員若しくは投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は特定組合類似団体のこれらに類似するもの)をいう。第七十条第一項及び第七十一条第六号において同じ。)

五 (略)

2

対内直接投資等とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 会社の株式又は持分の取得(前項各号に掲げるものからの譲受けによるもの及び金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式を発行している会社(以下この条において「上場会社等」という。))の株式の取得を除く。)

二 非居住者となる以前から引き続き所有する上場会社等以外の会社の株式又は持分の譲渡(非居住者である個人から前項各号に掲げるものに対して行われる譲渡に限る。)

三 上場会社等の株式の取得(当該取得をしたもの(以下この号及び第四項において「株式取得者」という。))が、当該取得の後において所有することとなる当該上場会社等の株式の数、当該株式取得者の密接関係者が所有する当該上場会社等の株式の数並びに当該株式取得者及び当該株式取得者の密接関係者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用(その指図をすることを含む)、政令で定める要件を満たすものに限る。))をすることを、当該上場会社等の株式の数を合計した株式の数(これらの株式に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの)の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の一を下らない率で政令で定める率以上となる場合に行う取得に限る。)

四 上場会社等の議決権の取得(当該取得をしたもの(以下この号及び第四項において「議決権取得者」という。))が、当該取得の後において保有することとなる当該上場会社等の保有等議決権(自己又は他人の名義をもつて保有する議決権及び投資一任契約その他の契約に基づき行使することができる議決権として政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。))の数及び当該議決権取得者の密接関係者が保有する当該上場会社等の保有等議決権の数を合計した純議決権数(議決権のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。同号において同じ。))の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一を下らない率で政令で定める率以上となる場合に行う取得に限り、前号に掲げる行為を伴うものを除く。)

五 会社の事業目的の実質的な変更その他会社の経営に重要な影響を与える事項として政令で定めるものに関し行う同意(上場会社等にあつては、当該同意をするもの(以下この号及び第四項において「同意者」という。))が保有する当該上場会社等の保有等議決権の数及び当該同意者の密接関係者が保有する当該上場会社等の保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合

- が百分の一を下らない率で政令で定める率以上となる場合に行う同意に限る。)
- 六 本邦における支店等の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更(前項第一号又は第二号に掲げるものが行う政令で定める設置又は変更に限る。)
- 七 本邦に主たる事務所を有する法人に対する政令で定める金額を超える金銭の貸付け(銀行業を営む者その他政令で定める金融機関がその業務として行う貸付け及び前項第三号、第四号(任意組合又は投資事業有限責任組合に該当するものに限る。))又は第五号に掲げるものが行う本邦通貨による貸付けを除く。)
- 八 居住者(法人に限る。))からの事業の譲受け、吸収分割及び合併による事業の承継(第一号から第三号までに掲げる行為を伴うものを除く。)
- 九 前各号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定めるもの
- 三 特定取得とは、上場会社等以外の会社の株式又は持分の第一項各号に掲げるものからの譲受けによる取得をいう。
- 四 (略)

第二十七條 (対内直接投資等の届出及び変更勧告等)

第一項 以下この条、第二十八條、第二十九條第一項から第四項まで、第五十五條の五及び第九章において同じ。)

第二項 以下この条、第二十九條第一項から第四項まで、第五十五條の五、第六十九條の二第二項及び第七十條第一項において同じ。)

第三項 以下この条、第二十九條第一項から第四項まで、第五十五條の五、第六十九條の二第二項及び第七十條第一項において同じ。)

第四項 以下この条、第二十九條第一項から第四項まで、第五十五條の五、第六十九條の二第二項及び第七十條第一項において同じ。)

第五項 以下この条、第二十九條第一項から第四項まで、第五十五條の五、第六十九條の二第二項及び第七十條第一項において同じ。)

第六項 以下この条、第二十九條第一項から第四項まで、第五十五條の五、第六十九條の二第二項及び第七十條第一項において同じ。)

第七項 以下この条、第二十九條第一項から第四項まで、第五十五條の五、第六十九條の二第二項及び第七十條第一項において同じ。)

第八項 以下この条、第二十九條第一項から第四項まで、第五十五條の五、第六十九條の二第二項及び第七十條第一項において同じ。)

第九項 以下この条、第二十九條第一項から第四項まで、第五十五條の五、第六十九條の二第二項及び第七十條第一項において同じ。)

第二 対内直接投資等については、前項の規定による届出をした外国投資家は、財務大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る対内直接投資等を行つてはならない。ただし、財務大臣及び事業所管大臣は、その期間の満了前に当該届出に係る対内直接投資等がその事業目的その他からみて次項の規定による審査が必要となる対内直接投資等に該当しないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

第三 財務大臣及び事業所管大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る対内直接投資等が次に掲げるいずれかの届出に係る対内直接投資等を行つてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四月間に限り、延長することができる。

第一 イ又はロに掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがある対内直接投資等(我が国が加盟する対内直接投資等に関する多数国間の条約その他の国際約束で政令で定めるもの(以下この号において「条約等」という。))の加盟国の外国投資家が行う対内直接投資等に関する制限の除去について当該条約等に基づく義務がないもの及び当該条約等の加盟国以外の国の外国投資家が行う対内直接投資等に関する制限の除去について当該条約等に基づく義務がないこととなるものに限る。)

第二 我が国が国際の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすこととなること。

第三 我が国が国際の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすこととなること。

第四 我が国が国際の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすこととなること。

第五 我が国が国際の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすこととなること。

第六 我が国が国際の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすこととなること。

第七 我が国が国際の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすこととなること。

第八 我が国が国際の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすこととなること。

第九 我が国が国際の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすこととなること。

第三 資金の使途その他からみて、当該対内直接投資等の全部又は一部が第二十一條第一項又は第二項の規定により許可を受ける義務を課されてる資本取引に当たるとしてその内容の変更又は中止をさせる必要があると認められる対内直接投資等

第四 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、当該延長された期間の満了前に第一項の規定による届出に係る対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当し

- ない」と認めるときは、当該延長された期間を短縮することができる。
- 5 財務大臣及び事業所管大臣は、第三項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、第一項の規定による届出に係る対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該対内直接投資等の届出をしたものに対し、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を勧告することができる。ただし、当該変更又は中止を勧告することができる期間は、当該届出を受理した日から起算して第三項又は次項の規定により延長された期間の満了する日までとする。
- 6 前項の規定により関税・外国為替等審議会の意見を聴く場合において、関税・外国為替等審議会が当該事案の性質に鑑み、第三項に規定する四月の期間内に意見を述べることが困難である旨を申し出た場合には、同項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月とする。
- 7 第五項の規定による勧告を受けたものは、当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、財務大臣及び事業所管大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。当該勧告に係る対内直接投資等を行わなければならない。
- 8 前項の規定により勧告を応諾する旨の通知をしたものは、当該勧告をされたところに従い、当該勧告に係る対内直接投資等を行わなければならない。
- 9 第七項の規定により勧告を応諾する旨の通知をしたものは、第三項又は第六項の規定にかかわらず、当該対内直接投資等に係る届出を行つた日から起算して四月（同項の規定により延長された場合にあつては、五月）を経過しなくても、当該勧告に係る対内直接投資等を行うことができる。
- 10 第五項の規定による勧告を受けたものが、第七項の規定による通知をしなかつた場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該勧告を受けたものに対し、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命ずることができる。ただし、当該変更又は中止を命ずることができる期間は、当該届出を受理した日から起算して第三項又は第六項の規定により延長された期間の満了する日までとする。
- 11 財務大臣及び事業所管大臣は、経済事情の変化その他の事由により、第一項の規定による届出に係る対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しなくなつたと認めるときは、第七項の規定による対内直接投資等に係る内容の変更の勧告を応諾する旨の通知をしたもの又は前項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更を命じられたものに対し、当該勧告又は命令の全部又は一部を取り消すことができる。
- 12 第五項から前項までに定めるもののほか、対内直接投資等に係る内容の変更又は中止の勧告の手續その他これらの勧告に関し必要な事項は、政令で定める。
- 13 特定組合等が行う対内直接投資等に相当するものにより当該特定組合等の組合員（特定組合類似団体にあつてはその構成員。以下同じ。）が取得する財産又は権利については、当該特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなして、前各項及び第二十九条第一項から第四項までの規定を適用する。
- 14 外国投資家以外の者（法人その他の団体を含む。）が外国投資家のために当該外国投資家の名義によらないで行う対内直接投資等に相当するものについては、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、第一項から第十二項まで及び第二十九条第一項から第四項までの規定を適用する。
- （対内直接投資等の届出の特例）
- 2 第二十七条の二（略）
- 5 特定組合等が行う対内直接投資等に相当するものにより当該特定組合等の組合員が取得する財産又は権利については、当該特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなして、前各項及び第二十九条第五項の規定を適用する。
- 7 外国投資家以外の者（法人その他の団体を含む。）が外国投資家のために当該外国投資家の名義によらないで行う対内直接投資等に相当するものについては、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、第一項から第五項まで及び第二十九条第五項の規定を適用する。

(特定取得の届出及び変更勧告等)
第二十八条 外国投資家は、特定取得(第二十六条第三項に規定する特定取得をいい、相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。以下同じ。)のうち第三項の規定による審査が必要となる特定取得について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならぬ。
2 特定取得については、前項の規定による届出をした外国投資家は、財務大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る特定取得を行つてはならない。ただし、財務大臣及び事業所管大臣は、その期間の満了前に当該届出に係る特定取得がその事業目的その他からみて次項の規定による審査が必要となる特定取得に該当しないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。
3 財務大臣及び事業所管大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る特定取得が国の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい特定取得(我が国が加盟する多数国間の条約その他の国際約束で政令で定めるもの(以下この項において「条約等」という。))の加盟国以外の外国投資家が行う特定取得に関する制限の除去について当該条約等に基づく義務がないもの及び当該条約等の加盟国以外の外国投資家が行う特定取得でその国が当該条約等の加盟国であるものとした場合に当該義務がないこととなるものに限る。以下一国の安全に係る特定取得」という。)に該当しないかどうかを審査する必要があると認めるときは、当該届出に係る特定取得を行つてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四月間に限り、延長することができる。
4 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により特定取得を行つてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、当該延長された期間の満了前に第一項の規定による届出に係る特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないと認めるときは、当該延長された期間を短縮することができる。
5 財務大臣及び事業所管大臣は、第三項の規定により特定取得を行つてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、第一項の規定による届出に係る特定取得が国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該特定取得の届出をしたものに対し、政令で定めるところにより、当該特定取得に係る内容の変更又は中止を勧告することができる。ただし、当該変更又は中止を勧告することができるときは、当該届出を受理した日から起算して第三項又は次項の規定により延長された期間の満了する日までとする。
6 前項の規定により関税・外国為替等審議会の意見を聴く場合において、関税・外国為替等審議会が当該事案の性質に鑑み、第三項に規定する四月の期間内に意見を述べることが困難である旨を申し出た場合には、同項に規定する特定取得を行つてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月とする。
7 第二十七条第七項から第十二項までの規定は、第五項の規定による勧告があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。
8 特定組合等が行う特定取得に相当するものにより当該特定組合等の組合員が取得する財産又は権利については、当該特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなして、前各項及び第二十九条第一項から第四項までの規定を適用する。
9 外国投資家以外の者(法人その他の団体を含む。)が外国投資家のために当該外国投資家の名義によらないで行う特定取得に相当するものについては、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、第一項から第七項まで及び第二十九条第一項から第四項までの規定を適用する。

(特定取得の届出の特例)
第二十八条の二 (略)

25 (略)
6 特定組合等が行う特定取得に相当するものにより当該特定組合等の組合員が取得する財産又は権利については、当該特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなして、前各項及び次条第五項の規定を適用する。

その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定又は事業の経営に関する技術の指導に係る契約の締結又は更新その他当該契約の変更（以下「技術導入契約の締結等」という。）のうち第三項の規定による審査が必要となる技術導入契約の締結等に関するものとして政令で定めるものをしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該技術導入契約の締結等について、その契約の条項その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならぬ。

2 技術導入契約の締結等については、前項の規定による届出をした居住者は、財務大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る技術導入契約の締結等をしてはならない。ただし、財務大臣及び事業所管大臣は、その期間の満了前に当該届出に係る技術導入契約の締結等がその技術の種類その他からみて次項の規定による審査が必要となる技術導入契約の締結等に該当しないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

3 財務大臣及び事業所管大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る技術導入契約の締結等が次に掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがある技術導入契約の締結等（我が国が加盟する技術導入契約の締結等に関する多数国間の条約その他の国際条約の締結等に関するもの（以下この項において「条約等」という。）の加盟国の非居住者との間でされる技術導入契約の締結等）で技術導入契約の締結等に係る制限の除去について当該条約等に基づく義務がないもの及び当該条約等の加盟国以外の国の非居住者との間でされる技術導入契約の締結等に係る技術導入契約の締結等（以下「条約等」という。）に該当しないかどうかを審査する必要があると認めるときは、当該届出に係る技術導入契約の締結等をしてはならない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなること。

4 我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすこととなること。

5 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により技術導入契約の締結等をしてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、当該延長された期間の満了前に第一項の規定による届出に係る技術導入契約の締結等が国の安全等に係る技術導入契約の締結等に該当しないと認めるときは、当該延長された期間を短縮することができる。

6 前項の規定により関税・外国為替等審議会の意見を聴く場合において、関税・外国為替等審議会が、当該事案の性質に鑑み、第三項に規定する四月の期間内に意見を述べることが困難である旨を申し出た場合には、同項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間

7 は、同項の規定にかかわらず、五月とする。

8 第二十七条第七項から第十二項までの規定は、第五項の規定による勧告があつた場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）

第四十八条（輸出の許可等）

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があるときは、同項の特定の種類の貨物を同項の特定の地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

3 経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のため、国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

第五十一条（船積の非常差止）

第五十一条 経済産業大臣は、特に緊急の必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、一月以内の期限を限り、品目又

は仕向地を指定し、貨物の船積を差し止めることができる。

(輸入の承認)

第五十二条 外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のため、国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

(制裁)

第五十三条 経済産業大臣は、第四十八条第一項の規定による許可を受けず、同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、三年以内の期間を限り、輸出を行い、又は特定技術を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する特定記録媒体等の輸出若しくは外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術の内容とする情報の送信を行うことを禁止することができる。

2 経済産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に関し、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反した者（前項に規定する者を除く。）に対し、一年（第十条第一項に規定する対応措置（第四十八条第三項又は前条に係るものに限る。）に違反した者にあつては、三年）以内の期間を限り、輸出又は輸入を行うことを禁止することができる。

3 第一項又は前項の規定による禁止をする場合において、経済産業大臣は、違反者（第一項に規定する第四十八条第一項の規定による許可を受けず、同項に規定する貨物の輸出をした者又は前項に規定する貨物の輸出若しくは輸入に関し、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分を違反した者）をいう。次項において同じ。）が個人である場合にあつては、その者に対して、当該禁止に係る期間と同一の期間を定めて、当該禁止に係る範囲の業務を営む法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、代表者、管理者又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、代表者、管理者又はこれらに準ずる者）を有する者（以下この号及び次号において単に「使用人」という。）及び当該禁止に係る処分の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその営業所の業務を統括する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び次号において単に「使用人」という。）及び当該禁止に係る処分の日前六十日以内においてその使用人である場合、その役員及び当該禁止に係る処分の日前六十日以内においてその使用人及び当該禁止に係る処分の日前六十日以内においてその使用人であつた者

4 第一項又は第二項の規定による禁止をする場合において、経済産業大臣は、違反者に係る次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該禁止の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該禁止の実効性を確保するためにその者による当該禁止に係る業務を制限することが相当と認められる者として経済産業省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該禁止に係る期間と同一の期間を定めて、当該禁止に係る範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止することができる。

一 当該違反者が法人である場合、その役員及び当該禁止に係る処分の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその営業所の業務を統括する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び次号において単に「使用人」という。）及び当該禁止に係る処分の日前六十日以内においてその使用人である場合、その役員及び当該禁止に係る処分の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該違反者が個人である場合、その使用人及び当該禁止に係る処分の日前六十日以内においてその使用人であつた者

2 (支払等の報告)
(資本取引の報告)

第五十五条 居住者若しくは非居住者が本邦から外国へ向けた支払若しくは外国から本邦へ向けた支払の受領をしたとき、又は本邦若しくは外国において居住者が非居住者との間で支払等をしたときは、政令で定める場合を除き、当該居住者若しくは非居住者又は当該居住者は、政令で定めるところにより、これらの支払等の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

第五十五条の三 居住者又は非居住者が次の各号に掲げる資本取引の当事者となつたときは、政令で定める場合を除き、当該各号に定める区分に依り、当該居住者又は非居住者は、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣に報告しなければならない。ただし、第六号に掲げる資本取引のうち第二十三条第一項の規定により届け出なければならないものとされるものについては、この限りでない。

一 第二十条第一号に掲げる資本取引（居住者）

二 第二十条第二号に掲げる資本取引（第六号に掲げる資本取引に該当するものを除く。）（居住者）

三 第二十条第三号に掲げる資本取引（居住者）

四 第二十条第四号に掲げる資本取引のうち、居住者その他の居住者との間の預金契約、信託契約、金銭の貸借契約、債務の保証契約又は対外支払手段若しくは債権の売買契約に基づく外国通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引（居住者）

五 第二十条第五号に掲げる資本取引（次号に掲げる資本取引に該当するものを除く。）（居住者）

六 第二十条第六号、第五号及び第十一号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資（第二十三条第二項に規定する対外直接投資をいう。第七十条第一項において同じ。）に係るもの（居住者）

七 第二十条第六号に掲げる資本取引のうち、居住者による外国における証券の発行若しくは募集又は本邦における外貨証券の発行若しくは募集（居住者）

八 第二十条第六号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における証券の発行又は募集（非居住者）

九 第二十条第七号に掲げる資本取引（非居住者）

十 第二十条第八号に掲げる資本取引（居住者）

十一 第二十条第九号に掲げる資本取引（居住者）

十二 第二十条第十号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得（非居住者）

十三 第二十条第十二号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの（政令で定める居住者又は非居住者）

二 銀行等、金融商品取引業者及び暗号資産交換業者は、前項第三号（第二十条の二の規定により資本取引とみなされる場合に限る。第四項において同じ。）第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣に報告しなければならない。以下この条において同じ。）以外の居住者が同項第四号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となつたときは、当該居住者又は同項の規定にかかわらず、当該資本取引に係る同項の規定による報告を要しない。

三 銀行等、金融商品取引業者及び届出者（第一項第四号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となる居住者であつて、財務省令で定めるところにより自己のこれらの資本取引の相手方となる者の同項の規定による報告を要しないこととした旨並びにその氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を財務大臣に届け出たものを用いる。以下この条において同じ。）以外の居住者が同項第四号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となつた場合においては、当該資本取引の規定にかかわらず、当該資本取引に係る同項の規定による報告を要しない。

四 前項で定める場合のほか、居住者が第一項第三号、第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となつた場合において、当該資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をする者が銀行等、金融商品取引業者又は暗号資産交換業者であるときは、当該居住者は、同項の規定にかかわらず、当該資本取引に係る同項の規定による報告を要しない。

五 銀行等、金融商品取引業者、暗号資産交換業者及び届出者は、それぞれ、銀行等、金融商品取引業者及び暗号資産交換業者については第一項又は第二項の規定、届出者については第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、一定の期間内に当事者となり、又は媒介、取次ぎ若しくは代理をした資本取引により、当該報告に係る資本取引に関して財務省令で定める事項を記載した帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

六 届出者は、第三項に規定する届出事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び当該変更があつた事項を財務大臣に届け出なければならない。

七 第三項の届出に関する公告、届出者の名簿の閲覧その他同項の届出に關し必要な事項は、財務省令で定める。

第五十五条の四 居住者が次に掲げる特定資本取引の当事者となつたときは、政令で定める場合を除き、当該居住者は、政令で定めるところにより、当該特定資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

一 第二十条第二号に掲げる資本取引に係る特定資本取引

二 第二十条第十二号に掲げる資本取引に係る特定資本取引のうち、政令で定めるもの

(対内直接投資等及び特定取得の報告)

第五十五条の五 外国投資家は、対内直接投資等又は特定取得(第二十八条第一項の規定により届け出なければならぬとされるものに限る。以下この条において同じ。)を行つたときは、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等又は特定取得の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に報告しなければならない。ただし、第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定により届け出た対内直接投資等又は特定取得については、この限りでない。

2 特定組合等が行う対内直接投資等又は特定取得に相当するものにより当該特定組合等の組合員が取得する財産又は権利については、当該特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなして、前項の規定を適用する。

3 外国投資家以外の者(法人その他の団体を含む。)が外国投資家のために当該外国投資家の名義によらないで行う対内直接投資等又は特定取得に相当するものについては、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、第一項の規定を適用する。

(技術導入契約の締結等の報告)

第五十五条の六 居住者は、非居住者(非居住者の本邦にある支店等を含む。)との間で技術導入契約の締結等をしたときは、政令で定めるところにより、当該技術導入契約の締結等について、財務大臣及び事業所管大臣に報告しなければならない。ただし、第三十条第一項の規定により届け出なければならぬとされる技術導入契約の締結等については、この限りでない。

2 (略)

(外国為替業務に関する事項の報告)

第五十五条の七 財務大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、政令で定めるところにより、外国為替業務(外国為替取引その他の取引又は行為であつて我が国の国際収支又は対外の貸借の動向と密接に関連するものとして政令で定めるもの)のいづれかを業として行うことをいう。)を行う者のうち相当規模のものをを行う者として政令で定めるものに対し、当該外国為替業務に関する事項(第五十五条の三の規定による報告の対象となる事項を除く。)についての報告を求めることができる。

(その他の報告)

第五十五条の八 この法律で別に規定するもののほか、主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行い、若しくは行つた者又は関係人に対し、当該取引、行為又は支払等の内容その他当該取引、行為又は支払等に関連する事項についての報告を求めることができる。

(勧告及び命令)

第五十五条の十二 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、当該勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可等の条件)

第六十七条 主務大臣は、この法律又はこの法律の規定に基づく命令の規定による許可又は承認に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 (略)

(立入検査)

第六十八条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、この法律の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行った者又はその関係者の営業所、事務所、工場その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2・3 (略)

(主務大臣等)

第六十九条の二 (略)

2 この法律における事業所管大臣は、別段の定めがある場合を除き、対内直接投資等、特定取得又は技術導入契約の締結等に係る事業の所管大臣として、政令で定める。

第六十九条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、七年以下の懲役若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、

一 該違反行為の目的物の価格の五倍が二千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

二 第二十五条第一項又は第四項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為

一 特定の技術であつて、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができ

るロケット若しくは無人航空機のうち政令で定めるもの(以下この項において「核兵器等」という。)の設計、製造若しくは使用に係

る技術又は核兵器等の開発、製造若しくは使用若しくは貯蔵(次号において「開発等」という。)のために用いられるおそれが特に大きいと認

められる貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術として政令で定める技術について、第二十五条第一項の規定による許可を受けないで

同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二 第四十八条第一項の特定の種類の貨物であつて、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物と

して政令で定める貨物について、第二十五条第四項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

又は第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める輸出をした者

3 (略)

第六十九条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当

該違反行為の目的物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 第二十五条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定技術の提供を目的とする取引をした者

二 第二十五条第三項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで同項第一号に定める行為をした者

三 第四十八条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで貨物の輸出をした者

四 第四十八条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸出をした者

五 第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸入をした者

2 (略)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反

行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一 該違反行為の目的物の価格の五倍が二千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

二 第二十五条第一項又は第四項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

三 第四十八条第一項の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸入をした者

四 第四十八条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで貨物の輸出をした者

五 第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸入をした者

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反

行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

- 一 第八条の規定に違反して支払等をした者
- 二 第九条第一項の規定に基づく命令の規定に違反して取引、行為又は支払等をした者
- 三 第十六条第一項から第三項までの規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、又は同条第五項の規定に違反して支払等をした者
- 四 第十六条の二の規定による支払等の禁止に違反して、又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで支払等をした者
- 五 第十七条の二第二項（第十七条の三及び第十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による停止又は制限に違反して、外国為替取引に係る業務を行った者
- 六 第十九条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入した者
- 七 第二十一条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引をした者
- 八 第二十二条第一項の規定による資本取引の禁止に違反して、又は同項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引をした者
- 九 第二十二條第二項の規定に違反して經理した者
- 十 第二十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対外直接投資を行った者
- 十一 第二十三條第三項又は第五項の規定に違反してこれらの規定に規定する期間中に対外直接投資を行った者
- 十二 第二十三條第七項の規定に違反して対外直接投資を行った者
- 十三 第二十三條第九項の規定による変更又は中止の命令に違反して対外直接投資を行った者
- 十四 第二十四條第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定資本取引をした者
- 十五 第二十四條の二の規定による特定資本取引の禁止に違反して、又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定資本取引をした者
- 十六 第二十五條第三項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで同項第二号に定める行為をした者
- 十七 第二十五條第五項の規定による許可を受けないで同項の規定で定める役務取引をした者
- 十八 第二十五條第六項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで役務取引等を行った者
- 十九 第二十五條の二第一項又は第二項の規定による技術の提供を目的とする取引若しくは技術記録媒体等輸出若しくは国外技術送信又は貨物の輸出の禁止に違反して取引若しくは技術記録媒体等輸出若しくは国外技術送信又は輸出をした者
- 二十 第二十五條の二第三項の規定による貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引又は貨物の輸出の禁止に違反して取引又は輸出をした者
- 二十一 第二十五條の二第四項の規定による役務取引等の禁止に違反して、又は同項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで役務取引等をした者
- 二十二 第二十七條第一項又は第二十八條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対内直接投資等又は特定取得をした者（第二十七條第十三項又は第二十八條第八項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七條第十四項又は第二十八條第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）
- 二十三 第二十七條第二項又は第二十八條第二項の規定に違反して、第二十九條第六項に規定する禁止期間中に対内直接投資等又は特定取得をした者（第二十七條第十三項又は第二十八條第八項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七條第十四項又は第二十八條第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）
- 二十四 第二十七條第八項（第二十八條第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して対内直接投資等又は特定取得をした者（第二十七條第十三項又は第二十八條第八項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七條第十四項又は第二十八條第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）
- 二十五 第二十七條第十項（第二十八條第七項において準用する場合を含む。）の規定による変更又は中止の命令に違反して対内直接投資等又は特定取得をした者（第二十七條第十三項又は第二十八條第八項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七條第十四項又は第二十八條第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

ものとなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第十四項又は第二十八条第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。)

二十六 第二十九条第一項から第四項までの規定による命令に違反した者(第二十七条第十三項又は第二十八条第九項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第十四項又は第二十八条第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。)

二十七 第二十九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、技術導入契約の締結等をした者

二十八 第三十条第二項の規定に違反して、同項に規定する期間(同条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は同条第四項の規定により短縮された場合)には、当該延長され、又は短縮された期間中に技術導入契約の締結等をした者

二十九 第三十条第七項において準用する第二十七条第八項の規定に違反して技術導入契約の締結等をした者

三十 第三十条第七項において準用する第二十七条第十項の規定による変更又は中止の命令に違反して技術導入契約の締結等をした者

三十一 第五十一条の規定に基づく命令の規定に違反して貨物の船積をした者

三十二 第五十三条第一項の規定に基づく貨物の輸出又は特定技術の提供を目的とする取引若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは特定技術の内容とする情報の送信の禁止に違反して輸出又は取引若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは情報を送信をした者

三十三 第五十三条第二項の規定に違反して貨物の輸出又は取引若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは情報を送信をした者

三十四 第五十三条第三項又は第四項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者

三十五 第六十七条第一項の規定により付した第二十五条第一項若しくは第四項又は第四十八条第一項の許可の条件に違反した者

三十六 偽りその他不正の手段により第二十五条第一項、同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者

第七十条の二 第十八条の四(第十八条の五、第十八条の六、第二十二條の二第二項及び第二十二條の三において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入した者

二 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第五十五条第三項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第五十五条第五項の規定による帳簿書類を作成せず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかった者

五 第五十五条の四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第五十五条の五第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者(同条第二項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び同条第三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。)

七 第五十五条の六第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第五十五条の七の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第五十五条の八の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第五十五条の十二第二項の規定による命令に違反した者

十一 第六十八條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
十二 第六十八條第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第七十一條の二 本人特定事項を隠ぺいする目的で、第十八條第四項（第十八條の五、第十八條の六、第二十二條の二第二項及び第二十二條の三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下同じ。）により反復して行われるものをいう。

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。
一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われ、たとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪（ロに掲げる罪及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号に掲げる罪を除く。）

ロ 別表第一（第三号を除く。）又は別表第二に掲げる罪

二 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばイ、ロ又はニに掲げる罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により提供された資金

イ 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条の十（覚醒剤原料の輸入等に係る資金等の提供等）の罪

ロ 売春防止法（昭和三十一年法律第十八号）第十三条（資金等の提供）の罪

ハ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条の十三（資金等の提供）の罪

ニ サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第七条（資金等の提供）の罪

三 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産

イ 第七条の二（証人等買収）の罪

ロ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十八條第一項の違反行為に係る同法第二十一条第二項第七号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪

四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項若しくは第五条第一項（資金等の提供）の罪又はこれらの罪の未遂罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により提供された資金

五 第六條の二第一項又は第二項（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）の罪の犯罪行為である計画（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）をした者が、計画をした犯罪の実行のための資金として使用する目的で取得した財産

この法律において「犯罪収益に由来する財産」とは、犯罪収益の果実として得た財産、犯罪収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他犯罪収益の保有又は処分にに基づき得た財産をいう。

3 対価として得た財産その他犯罪収益の保有又は処分にに基づき得た財産をいう。

この法律において「犯罪収益に由来する財産」とは、犯罪収益の果実として得た財産、犯罪収益の対価として得た財産、これらの財産の

4 この法律において「犯罪収益等」とは、犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう。

5 この法律において「薬物犯罪収益」とは、麻薬特例法第二条第三項に規定する薬物犯罪収益をいう。

6 この法律において「薬物犯罪収益等」とは、麻薬特例法第二条第四項に規定する薬物犯罪収益に由来する財産をいう。

7 この法律において「薬物犯罪収益等」とは、麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）
第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。）の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいづれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を減軽し、又は免除する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの 五年以下の懲役又は禁錮

二 別表第四に掲げる罪のうち、長期十年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 二年以下の懲役又は禁錮

三 別表第四に掲げる罪のうち、長期十年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 二年以下の懲役又は禁錮

四 別表第四に掲げる罪のうち、長期十年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 二年以下の懲役又は禁錮

（不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為）
第九条 第二条第二項第一号若しくは第三号の犯罪収益若しくは薬物犯罪収益（麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に限る。第十三条第一項第三号及び同条第四項において同じ。）を有する者若しくは処分に基づき得た財産又はこれらの財産とこれら以外の財産とが混和した財産（以下「不法収益等」という。）を用いることにより、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団をいう。以下この条において同じ。）の株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人等の設立者をいう。以下同じ。）の地位を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、その株主等の権限又は当該権限に基づく影響力を行使し、又は当該第三者に行使させて、次の各号のいづれかに該当する行為をしたときは、五年以下の懲役若しくは該権限に基づく罰金に処し、又はこれを併科する。

一 当該法人等又はその子法人の役員等（取締役、執行役、理事、管理人その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人等の経営を行う役職にある者をいう。以下この条において同じ。）を選任し、若しくは選任させ、解任し、若しくは解任させ、又は辞任させること。

二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること（前号に該当するものを除く。）。

三 当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に關し、次の各号のいづれかに該当する行為をしたときも、前項と同様とする。不法収益等を用いることにより、法人等に対する債権を取得しようとし、又は第三者に取得させようとする者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に關し、これらの各号のいづれかに該当する行為をした場合において、当該債権を取得し、又は

不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該不法収益等)

五 第十条又は第十一条の罪に係る犯罪収益等

六 不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為又は第十条若しくは第十一条の犯罪行為により生じ、若しくはこれらの犯罪行為により得た財産又はこれらの犯罪行為の報酬として得た財産

七 第三号から前号までの財産の果実として得た財産、これらの各号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他のこれらの各号の財産の保有又は処分に基づき得た財産

2・3 (略)

4 次に掲げる財産は、これを没収する。ただし、第九条第一項から第三項までの罪が薬物犯罪収益又はその保有若しくは処分に基づき得た財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産に係る場合において、これらの罪につき次に掲げる財産の全部を没収することが相当でないとき認められるときは、その一部を没収することができる。

一、四 (略)

5 (略)

(追徴)
第十六条 第十三条第一項各号に掲げる財産が不動産若しくは動産若しくは金銭債権でないときその他これを没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないとき認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。ただし、当該財産が犯罪被害財産であるときは、この限りでない。

2・3 (略)

(没収保全命令)

第二十二條 裁判所は、第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項若しくは第十一条の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により没収することができる財産（以下「没収対象財産」という。）に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

2・6 (略)

(第三債務者の供託)

第三十六條 金銭債権の債務者（以下「第三債務者」という。）は、没収保全がされた後に当該保全に係る債権について強制執行による差押命令又は差押処分の送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

2・5 (略)

(追徴保全命令)

第四十二條 裁判所は、第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項若しくは第十一条の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

2・5 (略)

(共助の実施)

第五十九條 外国の刑事事件（麻薬特例法第十六条第二項に規定する薬物犯罪等に当たる行為に係るものを除く。）に関して、当該外国から

、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができない。

- 一 共助犯罪（共助の要請において犯されたとき）若しくは以下この項において同じ。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項若しくは第十一条の罪に当たるものでないとき。
- 二 共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によればこれについて刑罰を科すことができないと認められるとき。
- 三 共助犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。
- 四 没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、要請に係る財産が日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができないとき。
- 五 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合に於いて、日本国の法令によれば共助犯罪については追徴の裁判をし、又は追徴保全をすることができないとき。
- 六 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行の共助については、当該裁判を受けた者が、自己の責めに帰することのできない理由により、当該裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかつたと認められるとき。
- 七 没収又は追徴のための保全の共助については、要請の裁判所若しくは裁判官の没収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑うに足りる相当な理由がないとき、又は当該行為が日本国内で行われたとした場合において第二十二条第一項若しくは第四十二条第一項に規定する理由がないと認められるとき。

2・3 (略)

第六十条 (追徴とみなす没収)
 不法財産又は麻薬特例法第十一条第一項各号若しくは第三項各号に掲げる財産（以下この条において「不法財産等」という。）に代えて、その価額が不法財産等の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。不動産若しくは動産又は金銭債権以外の第十三条第一項各号に掲げる財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請についても、同様とする。

2 前項の規定は、不法財産等に代えてその価額が不法財産等の価額に相当する財産を没収するための保全及び不動産若しくは動産又は金銭債権以外の第十三条第一項各号に掲げる財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

別表第二(第二条関係)
 一(三十二)(略)
 三十三 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律第五条(公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとしての資金等の提供等)の罪
 三十四(三十八)(略)

別表第三(第六条の二関係)
 一 第三条(組織的な殺人等)、第九条第一項から第三項まで(不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為)、第十条第一項(犯罪収益等隠匿)又は第十一条(犯罪収益等收受)の罪

二イ 刑法第七十七条第一項（内乱）の罪（同項第三号に係る部分を除く。）又は同法第七十九条（内乱等幫助）の罪（同項第三号に係る部分に限る。）及び同法第七十七条第二項の罪に係るものを除く。）
 ロ 刑法第八十一条（外患誘致）又は第八十二条（外患援助）の罪
 ハ 刑法第六十六条（騒乱）の罪（同条第三号に係る部分を除く。）
 ニ 刑法第八十八条（現住建造物等放火）、第九十九条第一項（非現住建造物等放火）若しくは第一百十条第一項（建造物等以外放火）の罪又は同法第一百七十七条第一項（激発物破裂）の罪（同法第八十条、第九十九条第一項又は第一百十条第一項の例により処断すべきものに限る。）
 ホ 刑法第一百十九条（現住建造物等浸害）又は第二百二十条（非現住建造物等浸害）の罪
 ヘ 刑法第二百五十五条（往来危険）又は第二百二十六条第一項若しくは第二項（汽車転覆等）の罪
 ト 刑法第三百二十六条（あへん煙輸入等）、第三百三十七条（あへん煙吸食器具輸入等）又は第三百三十九条第二項（あへん煙吸食のための場所提供）の罪
 チ 刑法第四百四十三条（水道汚染）、第四百四十六条前段（水道毒物等混入）又は第四百四十七条（水道損壊及び閉塞）の罪
 リ 刑法第四百四十八条（通貨偽造及び行使等）又は第四百四十九条（外国通貨偽造及び行使等）の罪
 ヌ 刑法第五百四十五条第一項（有印公文書偽造）若しくは第二項（有印公文書変造）の罪、同法第五百五十六条（有印虚偽公文書作成等）の罪（同法第五百五十五条第一項又は第二項の例により処断すべきものに限る。）若しくは同法第五百五十七条第一項（公正証書原本不実記載等）の罪若しくはこれらに係る同法第五百五十八条第一項（偽造公文書行使等）の罪、同法第五百五十九条第一項（有印私文書偽造）若しくは第二項（有印私文書変造）の罪若しくはこれらに係る同法第六十一条第一項（偽造私文書等行使）の罪又は同法第六十一条第二項から第三項まで（電磁的記録不正作出及び供用）の罪
 ル 刑法第六十二条（有価証券偽造等）又は第六十三条第一項（偽造有価証券行使等）の罪
 ラ 刑法第六十三条の二（支払用カード電磁的記録不正作出等）又は第六十三条の三（不正電磁的記録カード所持）の罪
 ワ 刑法第六十五条（公印偽造及び不正使用等）の罪
 カ 刑法第七十六条から第七十八条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等）の罪
 ヲ 刑法第九十一条（墳墓発掘死体損壊等）の罪
 ッ 刑法第九十七条第一項前段（収賄）若しくは第二項（事前収賄）、第九十七条の二から第九十七条の四まで（第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄）又は第九十八条（贈賄）の罪
 ソレ 刑法第二百四十四条（傷害）の罪
 ソ 刑法第二百二十四条（未成年者略取及び誘拐）、第二百二十五条（営利目的等略取及び誘拐）、第二百二十六条（所在国外移送目的略取及び誘拐）、第二百二十七条第一項、第三項若しくは第四項（被略取者引渡し等）の罪
 ツ 又は第二百二十七条第二項、第三項若しくは第四項（被略取者引渡し等）の罪
 ネ 刑法第二百三十四条の二第一項（電子計算機損壊等業務妨害）の罪
 ヌ 刑法第二百三十五条から第二百三十六條まで（窃盗、不動産侵奪、強盗）、第二百三十八条（事後強盗）又は第二百三十九条（昏醉強盗）の罪
 ナ 刑法第二百四十六条の二から第二百四十八条まで（電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺）の罪
 ナム 刑法第二百五十二条（横領）の罪
 ラ 刑法第二百五十六条第二項（盗品有償譲受け等）の罪
 ミ 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条（爆発物の使用）又は第三条、第五条若しくは第六条（爆発物の製造等）の罪
 四 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律（明治三十八年法律第六十六号）第一条（偽造等）、第二条（偽造外国流通貨幣等の輸入）又は第三条第一項（偽造外国流通貨幣等の行使等）の罪
 五 印紙犯罪処罰法（明治四十二年法律第三十九号）第一条（偽造等）又は第二条第一項（偽造印紙等の使用等）の罪

- 六 海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）第一条第一項（海底電信線の損壞）の罪
- 七 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条（強制労働）の罪
- 八 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第六十三条（暴行等による職業紹介等）の罪
- 九 児童福祉法第六十条第一項（児童淫行）の罪又は同条第二項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。）
- 十 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第八十五条第一項（切手類の偽造等）の罪
- 十一 金融商品取引法第九十七条（虚偽有価証券届出書等の提出等）又は第九十七条の二（内部者取引等）の罪
- 十二 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十四条第一項（大麻の栽培等）、第二十四条の二第一項（大麻の所持等）又は第二十四条の三第一項（大麻の使用等）の罪
- 十三 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第一百一十一条（暴行等による船員職業紹介等）の罪
- 十四 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第三十条（無資格競馬等）の罪
- 十五 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第五十六条（無資格自転車競走等）の罪
- 十六 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の六第一項若しくは第二項（国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等）又は第六十九条の七第一項（特定技術提供目的の無許可取引等）の罪
- 十七 電波法（昭和二十五年法律第三百十一号）第八十一条（電気通信業務等の用に供する無線局の無線設備の損壞等）の罪
- 十八 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十一条（無資格小型自動車競走等）の罪
- 十九 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第九十三条（重要文化財の無許可輸出）、第九十五条第一項（重要文化財の損壞等）又は第九十六条第一項（史跡名勝天然記念物の滅失等）の罪
- 二十 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の三十三第一項（軽油等の不正製造）又は第四百四十四条の四十一第一項から第三項まで若しくは第五項（軽油引取税に係る脱税）の罪
- 二十一 商品先物取引法第三百五十六条（商品市場における取引等に関する風説の流布等）の罪
- 二十二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第一百条第一項（自動車道における自動車往來危険）又は第一百条第一項（事業用自動車の転覆等）の罪
- 二十三 投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十六条第四項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪
- 二十四 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十五条（無資格モーターボート競走等）の罪
- 二十五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第九十八条（保安林の区域内における森林窃盗）、第二百一条第二項（森林窃盗の贓物の運搬等）又は第二百二条第一項（他人の森林への放火）の罪
- 二十六 覚醒剤取締法第四十一条第一項（覚醒剤の輸入等）、第四十一条の二第一項若しくは第二項（覚醒剤の所持等）、第四十一条の三第一項若しくは第二項（覚醒剤の使用等）又は第四十一条の四第一項（管理外覚醒剤の施用等）の罪
- 二十七 出入国管理及び難民認定法第七十条第一項第一号（不法入国）、第二号（不法上陸）若しくは第五号（不法残留）若しくは第二項（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）、同法第七十三条の三第一項から第三項まで（在留カード偽造等）、第七十三条の四（偽造在留カード等所持）、第七十四条第一項（集団密航者を不法入国させる行為等）、第七十四条の二（集団密航者の輸送）若しくは第七十四条の四第一項（集団密航者の收受等）の罪、同法第七十四条の六（不法入国等援助）の罪（同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。）、又は同法第七十四条の六の二第一項第一号（難民旅行証明書等の不正受交付）若しくは第二号（偽造外国旅券等の所持等）若しくは第二項（営利目的の難民旅行証明書等の不正受交付等）若しくは第七十四条の八第一項若しくは第二項（不法入国者等の蔵匿等）の罪
- 二十八 旅券法第二十三条第一項（旅券等の不正受交付等）の罪
- 二十九 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第三十八号）第五条（軍用物の損壞等）の罪

三十 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条第一項（ジアセチルモルヒネ等の輸入等）、第六十四条の二第一項若しくは第二項（ジアセチルモルヒネ等の製剤等）、第六十四条の三第一項若しくは第二項（ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入等）、第六十六条第一項（向精神薬の輸入等）又は第六十六条の四第二項（営利目的の製剤等）、第六十六条の二第一項（麻薬の施用等）、第六十六条の三第一項（向精神薬の輸入等）又は第六十六条の四第二項（営利目的の向精神薬の譲渡等）の罪

三十一 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第十三条第一項（有線電気通信設備の損壊等）の罪

三十二 武器等製造法第三十一条第一項（銃砲の無許可製造）若しくは第三十一条の二第一項（銃砲弾の無許可製造）の罪又は同法第三十一条の三第四号（猟銃等の無許可製造）の罪（猟銃の製造に係るものに限る。）

三十三 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第九十二条第一項（ガス工作物の損壊等）の罪

三十四 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第八十条の四第一項若しくは第二項（輸出してはならない貨物の輸出）、第九十九条第一項若しくは第二項（輸入してはならない貨物の輸入）、第九十九条の二第一項若しくは第二項（輸入してはならない貨物の保税地域への蔵置等）、第一百十条第一項若しくは第二項（偽りにより関税を免れる行為等）、第一百一十一条第一項若しくは第二項（無許可輸出等）又は第一百十二条第一項（輸出してはならない貨物の運搬等）の罪

三十五 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第五十一条第一項若しくは第二項（けしの栽培等）又は第五十二条第一項（あへんの譲渡し等）の罪

三十六 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二百一十一条（自衛隊の所有する武器等の損壊等）の罪

三十七 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条（高金利等）、第五条の二第一項（高保証料）、第五条の三（保証料がある場合の高金利等）又は第八条第一項若しくは第二項（業として行う著しい高金利の脱法行為等）の罪

三十八 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十九条（不正の手段による補助金等の受交付等）の罪

三十九 売春防止法第八条第一項（対償の收受等）、第十一条第二項（業として行う場所の提供）、第十二条（売春をさせる業）又は第十三条（資金等の提供）の罪

四十 高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十六条第一項（高速自動車国道の損壊等）の罪

四十一 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第五十一条第一項（水道施設の損壊等）の罪

四十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項（拳銃等の発射）、第三十一条の二第一項（拳銃等の輸入）、第三十一条の三第三項若しくは第四項（拳銃等の所持等）、第三十一条の四第一項若しくは第二項（拳銃等の譲渡し等）、第三十一条の六（偽りの方法により拳銃等の所持の許可を受ける行為）、第三十一条の七第一項（拳銃実包の輸入）、第三十一条の八（拳銃実包の所持）、第三十一条の九第一項（拳銃実包の譲渡し等）、第三十一条の十一第一項若しくは第三項（猟銃の所持等）又は第三十一条の十三（拳銃等の輸入に係る資金等の提供）の罪

四十三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四十四条第一項（公共下水道の施設の損壊等）の罪

四十四 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第九十六条又は第九十六条の二（特許権等の侵害）の罪

四十五 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第五十六条（実用新案権等の侵害）の罪

四十六 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第六十九条又は第六十九条の二（意匠権等の侵害）の罪

四十七 商標法（昭和三十四年法律第二百七号）第七十八条又は第七十八条の二（商標権等の侵害）の罪

四十八 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第七十五条（不正な信号機の操作等）の罪

四十九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条の九（業として行う指定薬物の製造等）の罪

五十 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する法律第三十九条（業として行う指定薬物の製造等）の罪

五十一 御設備の損壊等）の罪

五十二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第一百五十五条第一項（電気工作物の損壊等）の罪

五十三 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三十八条第一項若しくは第三項若しくは第二百三十九条第一項（偽りにより所得税を免れる行為等）又は第二百四十条第一項（所得税の不納付）の罪

五十三 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第五百九条第一項又は第三項（偽りにより法人税を免れる行為等）の罪

五十四 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律（昭和四十三年法律第二百二号）第一条第一項（海底電線の損壊）又は第二条第一項（海底パイプライン等の損壊）の罪

五十五 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百九条第一項又は第二項（著作権等の侵害等）の罪

五十六 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第一条第一項（航空機の強取等）又は第四条（航空機の運航阻害）の罪

五十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二十五条第一項（無許可廃棄物処理業等）の罪

五十八 火災びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条第一項（火災びんの使用）の罪

五十九 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三十四条第一項（熱供給施設の損壊等）の罪

六十 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号）第一条（航空危険）、第二条第一項（航行中の航空機を墜落させる行為等）、第三条第一項（業務中の航空機の破壊等）又は第四条（業務中の航空機内への爆発物等の持込み）の罪

六十一 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第一号）第一条第一項若しくは第二項（人質による強要等）又は第二条（加重人質強要）の罪

六十二 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第九条第一項（生物兵器等の使用）若しくは第二項（生物剤等の発散）又は第十条第一項（生物兵器等の製造）若しくは第二項（生物兵器等の所持等）の罪

六十三 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条（無登録営業等）の罪

六十四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（第五十八条）（有害業務目的の労働者派遣）の罪

六十五 預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第三十二条（勧誘等の禁止等）の罪

六十六 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第三百三十三号）第九条第一項（流通食品への毒物の混入等）の罪

六十七 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第六十四条第一項又は第五項（偽りにより消費税を免れる行為等）の罪

六十八 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（第二十六条）第一項から第三項まで（特別永住者証明書の偽造等）又は第二十七条（偽造特別永住者証明書等の所持）の罪

六十九 麻薬特例法（第六条）第一項（薬物犯罪収益等隠匿）又は第七条（薬物犯罪収益等收受）の罪

七十 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十七条の二（国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等）の罪

七十一 不正競争防止法（第二十一条）第一項から第三項まで（営業秘密の不正取得等）の罪

七十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十八条第一項（化学兵器の使用）若しくは第二項（毒性物質等の発散）又は第三十九条（サリン等の製造等）の罪

七十三 サリン等による人身被害の防止に関する法律（第五十五条）第一項（サリン等の発散）又は第六十条第一項（サリン等の製造等）の罪

七十四 保険業法（第三十一条）第四項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与等）についての威迫行為）の罪

七十五 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四号）第二十条第一項（臓器売買等）の罪

七十六 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十二条（無資格スポーツ振興投票）の罪

七十七 種苗法（平成十年法律第八十三号）第六十七条（育成者権等の侵害）の罪

七十八 資産の流動化に関する法律（第三十一条）第六項（社員等の権利等の行使に関する利益の受供与等）についての威迫行為）の罪

七十九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六十七条第一項（一種病原体等の発散）の第六十八条第一項若しくは第二項（一種病原体等の輸入）、第六十九条第一項（一種病原体等の所持等）又は第七十条（二種病原体等の輸入）の罪

八十 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第十六号）第二十二條第一項（対人地雷の製造）又は第二十三條（対人地雷の所持）の罪

八十一 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条第一項（児童買春周旋）、第六条第一項（児童買春勧誘）又は第七条第六項から第八項まで（児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等）の罪

八十二 民事再生法第二百五十五条（詐欺再生）又は第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪

八十三 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律第二条第一項（公衆等脅迫目的の犯罪行為をしようとする者による資金等を提供させる行為）又は第三条第一項から第三項まで若しくは第四条第一項（公衆等脅迫目的の犯罪行為をしようとする者以外の者による資金等の提供等）の罪

八十四 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第七十三条第一項（不実の署名用電子証明書を発行させる行為）の罪

八十五 会社更生法第二百六十六条（詐欺更生）又は第二百六十七条（特定の債権者等に対する担保の供与等）の罪

八十六 破産法第二百六十五条（詐欺破産）又は第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪

八十七 会社法第九百六十三条から第九百六十六条まで（会社財産を危うくする行為、虚偽文書行使等、預合、株式の超過発行）、第九百六十八条（株主等の権利の行使に関する贈収賄）又は第九百七十条第四項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪

八十八 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条第一項（放射線の発散等）、第四条第一項（原子核分裂等装置の製造）、第五条第一項若しくは第二項（原子核分裂等装置の所持等）、第六条第一項（特定核燃料物質の輸出入）、

第七條（放射性物質等の使用の告知による脅迫）又は第八条（特定核燃料物質の窃取等の告知による強要）の罪

八十九 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項又は第三項（海賊行為）の罪

九十 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）第二十一条第一項（クラスター弾等の製造）又は第二十二条（クラスター弾等の所持）の罪

九十一 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第十号）第六十条第一項（汚染廃棄物等の投棄等）の罪

九十二 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十八条第一項（家畜遺伝資源の不正取得等）の罪

別表第四（第六条の二関係）
一 別表第三に掲げる罪（次に掲げる罪を除く。）
イ 第十一条（犯罪収益等收受）の罪
ロ ホ（略）
ハ 麻薬特例法第七条（薬物犯罪収益等收受）の罪
ニ 六（略）

○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（抄）

第二条（定義）
（略）

2 この法律において「薬物犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 第五条、第八条又は第九条の罪

二 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三、第六十六条の四、第六十八条の二又は第六十九条の五の罪

三 大麻取締法第二十四条、第二十四条の二又は第二十四条の七の罪

四 あへん法第五十一条、第五十二条又は第五十四条の三の罪

五 覚醒剤取締法第四十一条、第四十一条の二又は第四十一条の十一の罪

六 麻薬及び向精神薬取締法第六十七条若しくは第六十九条の二、大麻取締法第二十四条の四、あへん法第五十三条又は覚醒剤取締法第四十一条の六の罪

七 麻薬及び向精神薬取締法第六十八条若しくは第六十九条の四、大麻取締法第二十四条の六、あへん法第五十四条の二又は覚醒剤取締法第四十一条の九の罪

3 5 (略)

(薬物犯罪収益等隠匿)

第六条 薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は薬物犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。薬物犯罪収益の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

3 2 前項の未遂罪は、罰する。
3 1 第一項の罪を犯す目的をもって、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(薬物犯罪収益等收受)

第七条 情を知って、薬物犯罪収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が薬物犯罪収益等によつて行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

(薬物犯罪収益等の没収)

第十一条 次に掲げる財産は、これを没収する。ただし、第六条第一項若しくは第二項又は第七条の罪が薬物犯罪収益又は薬物犯罪収益に由来する財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産に係る場合において、これらの罪につき第三号から第五号までに掲げる財産の全部を没収することが相当でないと認められるときは、その一部を没収することができる。

一 薬物犯罪収益（第二条第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係るものを除く。）

二 薬物犯罪収益に由来する財産（第二条第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係る薬物犯罪収益の保有又は処分にに基づき得たものを除く。）

三 第六条第一項若しくは第二項又は第七条の罪に係る薬物犯罪収益等

四 第六条第一項若しくは第二項又は第七条の犯罪行為より生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

五 前二号の財産の果実として得た財産、前二号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他前二号の財産の保有又は処分にに基づき得た財産

3 2 (略)

次に掲げる財産は、これを没収することができる。

一 薬物犯罪収益（第二条第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る。）

二 薬物犯罪収益に由来する財産（第二条第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係る薬物犯罪収益の保有又は処分にに基づき得たものに限る。）

三 第六条第三項の罪に係る薬物犯罪収益等

四 第六条第三項の犯罪行為より生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

五 前二号の財産の果実として得た財産、前二号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他前二号の財産の保有又は処分に基づき得た財産

(第三者の財産の没収手続等)

第十六条 (略)

2 薬物犯罪又は第六条若しくは第七条の罪(以下「薬物犯罪等」という。)に関し、この法律、麻薬及び向精神薬取締法その他の法令の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3・4 (略)

○公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第六十七号)(抄)

(定義)

第一条 この法律において「公衆等脅迫目的の犯罪行為」とは、公衆又は国若しくは地方公共団体若しくは外国政府等(外国の政府若しくは地方公共団体又は条約その他の国際約束により設立された国際機関をいう。)を脅迫する目的をもって行われる犯罪行為であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 人を殺害し、若しくは凶器の使用その他の他人の身体に重大な危害を及ぼす方法によりその身体を傷害し、又は人を略取し、若しくは誘拐し、若しくは人質にする行為

二 イ 航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは覆没させ、又はその航行に危険を生じさせる行為

ロ 航行中の船舶を沈没させ、若しくは転覆させ、又はその航行に危険を生じさせる行為

ハ 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の航空機若しくは船舶を強取し、又はほし

いままにその運航を支配する行為

ニ 爆発物を爆発させ、放火し、又はその他の方法により、航空機若しくは船舶を破壊し、その他これに重大な損傷を与える行為

三 爆発物を爆発させ、放火し、又はその他次に掲げるものに重大な危害を及ぼす方法により、これを破壊し、その他これに重大な損傷を

与える行為

イ 電車、自動車その他の人若しくは物の運送に用いる車両であつて、公用若しくは公衆の利用に供するもの又はその運行の用に供する

施設(口に該当するものを除く。)

ロ 道路、公園、駅その他の公衆の利用に供する施設

ハ 電気若しくはガスを供給するための施設、水道施設若しくは下水道施設又は電気通信を行うための施設であつて、公用又は公衆の利

用に供するもの

ニ 石油、可燃性天然ガス、石炭又は核燃料である物質若しくはその原料となる物質を生産し、精製その他の燃料とするための処理をし

ホ 輸送し、又は貯蔵するための施設

建造物(イからニまでに該当するものを除く。)

(公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者による資金等を提供させる行為)

第二条 公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益

(資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下同じ。)の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、こ

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(公衆等脅迫目的の犯罪行為を執行しようとする者以外の者による資金等の提供等)

第三条 公衆等脅迫目的の犯罪行為の執行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、十年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

2 公衆等脅迫目的の犯罪行為の執行を容易にする目的で、当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る前項の罪を執行しようとする者に対し、資金又は当該公衆等脅迫目的の犯罪行為の執行に資するその他利益を提供した者は、七年以下の懲役又は七百万円以下の罰金に処する。当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る同項の罪を実行しようとする者が、その罪の実行のために利用する目的で、その提供を受けたときも、同様とする。

3 前項後段に規定するもののほか、第一項の罪を執行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

4 前三項の罪の未遂は、罰する。

第四条 前条第一項の罪の実行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第五条 前二条に規定するもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資金又はその他利益を提供した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 第三条に規定するもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資金若しくはその他利益の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させた者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(自首)

第六条 第二条から前条までの罪を犯した者が当該罪に係る公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行の着手前に自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

○犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)(抄)【外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)及び安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十一号)による改正後】

(定義)

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 銀行
- 二 信用金庫
- 三 信用金庫連合会
- 四 労働金庫
- 五 労働金庫連合会
- 六 信用協同組合
- 七 信用協同組合連合会

八 農業協同組合
九 農業協同組合連合会

十 漁業協同組合

十一 漁業協同組合連合会

十二 水産加工業協同組合

十三 水産加工業協同組合連合会

十四 農林中央金庫

十五 株式会社商工組合中央金庫

十六 〓三十の二 (略)

三十一の二 資金決済に関する法律第二条第三項に規定する資金移動業者

三十一の三 資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者

三十二 資金決済に関する法律第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者

三十三 〓四十四 (略)

四十五 弁護士 (外国法事務弁護士を含む。) 又は弁護士法人 (外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。)

四十六 司法書士又は司法書士法人

四十七 行政書士又は行政書士法人

四十八 公認会計士 (公認会計士法 (昭和二十三年法律第百三十三号) 第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。) 又は監査法人

四十九 税理士又は税理士法人

3 この法律において「顧客等」とは、顧客 (前項第四十号に掲げる特定事業者にあつては、利用者たる顧客) 又はこれに準ずる者として政令で定める者をいう。

2 第三条 (国家公安委員会の責務等) (略)

3 国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し、これを公表するものとする。

4・5 (略)

(取引時確認等)

第四条 特定事業者 (第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者 (第十二条において「弁護士等」という。) を除く。以下同じ。) は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務 (以下「特定業務」という。) のうち同表の下欄に定める取引 (次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。) を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号 (第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号) に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項 (自然人にあつては氏名、住居 (本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項) 及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。)

二 取引を行う目的

三 当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容

四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあっては、その者の本人特定事項

二 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、前項第一号に掲げる事項の確認は、第一号イ又はロに規定する関係取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第一号イ又はロに規定する関係取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとする。

一 次のいずれかに該当する取引として政令で定めるもの

イ 取引の相手方が、その取引に関連する他の取引の際に行われた前項若しくはこの項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項の規定による確認（ロにおいて「関連取引時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等（第六項に規定する代表者等をいう。ロにおいて同じ。）になりすましている疑いがある場合における当該取引

ロ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との取引

二 特定取引のうち、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるもの（以下この号において「特定国等」という。）に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として政令で定めるもの

三 第一項の規定は、当該特定事業者が他の取引の際に既に同項又は前項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認（当該確認について第六項の規定による確認記録の作成及び保存をしていない場合におけるものに限る。）を行つていない顧客等との取引（これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。）であつて政令で定めるものについては、適用しない。

四 特定事業者は、顧客等について第一項又は第二項の規定による確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定事業者との間で第一項又は第二項前段に規定する取引（以下「特定取引等」という。）を行うとき、その他の当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たつて自然人が当該顧客等と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該顧客等の当該確認に加え、当該特定取引等の任に当たつて自然人が当該顧客等と異なる場合であつて、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの（以下この項において「国等」という。）であるときは、第一項又は第二項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|--|
| <p>国等（人格のない社団又は財団を除く。）</p> | <p>第一項</p> | <p>第一号</p> |
| <p>第一項第一号</p> | <p>次の各号（第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号）</p> | <p>第一号</p> |
| <p>第二項</p> | <p>本人特定事項</p> | <p>当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たつて自然人の本人特定事項</p> |
| <p>前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者に</p> | <p>前項第一号に掲げる事項</p> | <p></p> |

| | | | | |
|-------------|--------|---|---------------------------------------|------------|
| 人格のない社団又は財団 | | 第一項 | あつては、前項第一号に掲げる事項) | 第一号から第三号まで |
| | 第一項第一号 | 本人特定事項 | 当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項 | |
| | 第一項第三号 | 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容 | 事業の内容 | |
| | 第二項 | 前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況 | 前項第一号から第三号までに掲げる事項 | |

6 顧客等及び代表者等（前二項に規定する現に特定取引等の任に当たっている自然人をいう。以下同じ。）は、特定事業者が第一項若しくは第二項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項の規定による確認（以下「取引時確認」という。）を行う場合において、当該特定事業者に対して、当該取引時確認に係る事項を偽つてはならない。

第五条（特定事業者の免責）
 特定事業者は、顧客等又は代表者等が特定取引等を行う際に取引時確認に応じないときは、当該顧客等又は代表者等がこれに応ずるまでの間、当該特定取引等に係る義務の履行を拒むことができる。

第六条（確認記録の作成義務等）
 特定事業者は、取引時確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、当該取引時確認に係る事項、当該取引時確認のためにとつた措置その他の主務省令で定める事項に関する記録（以下「確認記録」という。）を作成しなければならない。

2 特定事業者は、確認記録を、特定取引等に係る契約が終了した日その他の主務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

第七条（取引記録等の作成義務等）
 特定事業者（次項に規定する特定事業者を除く。）は、特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 第二項第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等（別表第二項第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄に規定する特定受任行為の代理等をいう。以下この条において同じ。）を行った場合には、その価額が少額である財産の処分の代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 特定事業者は、前二項に規定する記録（以下「取引記録等」という。）を、当該取引又は特定受任行為の代理等の行われた日から七年間保存しなければならない。

第八条（疑わしい取引の届出等）
 特定事業者（第二項第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者を除く。）は、特定業務に係る取引について、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該取引に關し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行つて疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。

2 前項の規定による判断は、同項の取引に係る取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める方法により行わなければならない。

3 特定事業者（その役員及び使用人を含む。）は、第一項の規定による届出（以下「疑わしい取引の届出」という。）を行おうとすること又は行つたことを当該疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその者の関係者に漏らしてはならない。

4 行政庁（都道府県知事又は都道府県公安委員会に限る。）は、疑わしい取引の届出を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出に係る事項を主務大臣に通知するものとする。

5 行政庁（都道府県知事及び都道府県公安委員会を除く。）又は前項の主務大臣（国家公安委員会を除く。）は、疑わしい取引の届出又は同項の通知を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出又は通知に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

（外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認）

第九条 特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。次条において同じ。）は、外国所在為替取引業者（外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に所在して業として為替取引を行う者をいう。以下同じ。）との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在為替取引業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 当該外国所在為替取引業者が、第四条、前三条及び次条の規定による措置に相当する措置（以下この号において「取引時確認等相当措置」という。）を的確に行うために必要な営業所その他の施設並びに取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在為替取引業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、第十五条から第十八条までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態（次号において単に「監督を受けている状態」という。）にあることその他の取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準として主務省令で定める基準に適合する体制を整備していること。

二 当該外国所在為替取引業者が、業として為替取引を行う者であつて監督を受けている状態にないものとの間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結していないこと。

（外国為替取引に係る通知義務）

第十条 特定事業者は、顧客と本邦から外国（政令で定める国又は地域を除く。以下この条において同じ。）へ向けた支払に係る為替取引（小切手の振出しその他の政令で定める方法によるものを除く。）を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者（当該政令で定める国又は地域に所在するものを除く。以下この条において同じ。）に委託するときは、当該顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを通知して行わなければならない。

2 特定事業者は、他の特定事業者から前項又はこの項の規定による通知を受けて本邦から外国へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するときは、当該通知に係る事項を通知して行わなければならない。

3 特定事業者は、外国所在為替取引業者からこの条の規定に相当する外国の法令の規定による通知を受けて外国から本邦へ向けた支払又は外国から他の外国へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合において、当該通知に係る事項（主務省令で定める事項に限る。）を通知して行わなければならない。

4 特定事業者は、他の特定事業者から前項又はこの項の規定による通知を受けて外国から本邦へ向けた支払又は外国から他の外国へ向けた支払の再委託を受けた場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するときは、当該通知に係る事項（主務省令で定める事項に限る。）を通知して行わなければならない。

（外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結の際の確認）

第十條の二 特定事業者（第二條第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二條の八第二項の規定により同法第二條第二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二條第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。次條及び第二十二條第二項において「電子決済手段等取引業者」というのは、外国所在電子決済手段等取引業者（外国に所在して電子決済手段関連業務（同法第二條第十一項に規定する電子決済手段関連業務をいう。）と同種類の業務を行う者をいう。以下この條において同じ。）との間で、電子決済手段（同法第二條第五項に規定する電子決済手段をいい、同法第九項に規定する特定信託受益権を除く。以下同じ。）の移転（同法第十項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在電子決済手段等取引業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 当該外国所在電子決済手段等取引業者が、第四條、第六條から第八條まで及び次條の規定による措置に相当する措置（以下この号において「取引時確認等相当措置」という。）を的確に行うために必要な営業所その他の施設並びに取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在電子決済手段等取引業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関する第十五條から第十八條までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態（次号において単に「監督を受けている状態」という。）にあることその他の取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準として主務省令で定める基準に適合する体制を整備していること。

二 当該外国所在電子決済手段等取引業者が、外国所在電子決済手段等取引業者であつて監督を受けている状態にないものとの間で電子決済手段の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結していないこと。

第十條の三 電子決済手段等取引業者は、顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転を行う場合において、当該移転を受取顧客（当該移転を受ける者であつて、他の電子決済手段等取引業者又は外国電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいい、政令で定める国又は地域に所在するものを除く。）（以下この條において「他の電子決済手段等取引業者」という。）の顧客として電子決済手段の管理を当該他の電子決済手段等取引業者等に委託しているもの）をいう。以下この條及び第二十二條第二項において同じ。）に対して行うとき、又は受取顧客に対する当該移転を他の電子決済手段等取引業者等に係る電子決済手段の管理を依頼を行った顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを当該受取顧客のために当該移転に係る電子決済手段の管理をする他の電子決済手段等取引業者等（当該委託を受けた者を除く。）又は当該委託を受けた者に通知して行わなければならない。電子決済手段の移転の委託又は再委託を受けた場合は、当該通知に係る事項（主務省令で定める事項に限る。）を当該受取顧客のために当該移転に係る電子決済手段等取引業者等に再委託するときは、当該通知に係る事項に限る。）を当該受取顧客のために当該移転に係る電子決済手段の管理をする他の電子決済手段等取引業者等（当該再委託を受けた者を除く。）又は当該再委託を受けた者に通知して行わなければならない。

第十二條 弁護士等による本人特定事項の確認等に相当する措置（
第十二條 弁護士等による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認、確認記録の作成及び保存、取引記録等の作成及び保存並びにこれらを的確に行うための措置に相当する措置については、第二條第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。
第十五條の規定は、前項の規定により定められた日本弁護士連合会の会則の規定により弁護士等が行う本人特定事項の確認に相当する措置について準用する。
第三條及び日本弁護士連合会は、犯罪による収益の移転防止に関し、相互に協力するものとする。

（捜査機関等への情報提供等）

第十三条 国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項、特定複合観光施設区域整備法第九十九条第一項の規定による届出に係る事項、第八条、この条及び次条に規定する国家公安委員会の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報並びにこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関職員、徴税吏員、公正取引委員会の職員（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第一百一条第一項の指定を受けた者に限る。）若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下この条において「検察官等」という。）による組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条第三項若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする。

2 検察官等は、前項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査のため必要があると認めるときは、国家公安委員会に対し、疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付を求めることができる。

（外国の機関への情報提供）

第十四条 国家公安委員会は、前条第一項に規定する外国の機関に対し、その職務（第八条、前条及びこの条に規定する国家公安委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める疑わしい取引に関する情報を提供することができる。

2 前項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供については、当該疑わしい取引に関する情報が前条第一項に規定する外国の機関の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（以下この条において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 国家公安委員会は、外国からの要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した疑わしい取引に関する情報を当該要請に係る刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 国際約束（第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供に関する国際約束をいう。第五項において同じ。）に別段の定めがある場合を除き、当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本の法令によれば罪に当たらないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 国家公安委員会は、前項の同意をする場合において、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

5 第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供が、疑わしい取引に関する情報を使用する外国の刑事事件の捜査等（政治犯罪に関する情報の捜査等以外の捜査等に限る。）の範囲を定めた国際約束に基づいて行われたときは、その範囲内における当該疑わしい取引に関する情報の使用については、第三項の同意があるものとみなす。

（報告）

第十五条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対しその業務に関して報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

第十六条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項の規定は、特定事業者である日本銀行については、適用しない。

(指導等)

第十七条 行政庁は、この法律に定める特定事業者による措置の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があるときは、特定事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(是正命令)

第十八条 行政庁は、特定事業者がその業務に関して第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項、第六条、第七条、第八条第一項から第三項まで又は第九条から第十条の三までの規定に違反しているとき、認めるときは、当該特定事業者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(行政庁等)

第二十二号 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 十八 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第九条に規定する特定事業者（第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者を除く。）に係る第九条及び第十条に定める事項並びに電子決済手段等取引業者に係る第十条の二に定める事項及び第十条の三に定める事項（電子決済手段等取引業者が顧客から受取顧客（他の電子決済手段等取引業者の顧客である者に限る。）に対する電子決済手段の移転の依頼を受けた場合であつて、そのための電子決済手段の移転（委託又は再委託を受けた電子決済手段等取引業者によつて行われるものを含む。）が本邦内においてのみ行われるときに係るものを除く。）に関する行政庁は、前項に定める行政庁及び財務大臣とする。

3 10 (略)

(主務大臣等)

第二十三号 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 次のイからホまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項（次号から第四号までに掲げる事項を除く。）に関して、それぞれ当該イからホまでに定める大臣又は委員会

イ ロからホまでに掲げる特定事業者以外の特定事業者 前条第一項に定める行政庁である大臣又は委員会

ロ 第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者 農業協同組合法第九十八条第二項に規定する主務大臣

ハ 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第二十号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第二百二十七条第二項に規定する主務大臣

ニ・ホ (略)

二 前条第二項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 前号イからハまでに定める大臣及び財務大臣

三・四 (略)

2 (略)

第三十条 他人になりすまして第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者（以下この項において「暗号資産交換業者」という。）との間における暗号資産交換契約（資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、暗号資産交換業者において暗号資産交換契約に係る役務の提供を受ける者や他の者と区別して識別することができると付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「暗号資産交換情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換情報の提供を受けた

- 者も、同様とする。
- 2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に暗号資産交換用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報を提供した者も、同様とする。
- 3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

別表（第四条関係）

| | | |
|---|---|--|
| <p>（略）</p> <p>第二条第二項第四十 六号に掲げる者</p> | <p>（略）</p> <p>司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条若しくは第二十九条に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のために次に掲げる行為又は手続（政令で定めるものを除く。）についての代理又は代行（以下この表において「特定受任行為の代理等」という。）に係るもの</p> <p>一 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続</p> <p>二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続（会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。）</p> <p>三 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分（前二号に該当するものを除く。）</p> | <p>（略）</p> <p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p> |
| <p>第二条第二項第四十 七号に掲げる者</p> | <p>行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二、第一条の三若しくは第十三条の六に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの</p> | <p>（略）</p> <p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p> |
| <p>（略）</p> <p>第二条第二項第四十 九号に掲げる者</p> | <p>（略）</p> <p>税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条若しくは第四十八条の五に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの</p> | <p>（略）</p> <p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p> |

○国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号（和訳）（抄）

8 次のとおり決定する。

- (a) 次のとおり決定する。
- (c) 金融資産及び経済資源であつて、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与し又は支援を提供している（その他の不正な手段を通じてしたものを含む。）として委員会若しくは安全保障理事会により指定される者若しくは団体により、又は、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体により直接的又は間接的に所有され又は管理されるものを直ち

に凍結し、また、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内にいる者若しくは団体により、そのような者又は団体の利益のために利用可能となることのないよう確保する。

12 安全保障理事会の仮手続規則の規則二十八に従って、同理事会のすべての理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、次の任務を遂行することを決定する。

(a) 決議第六百九十六号(二千六年)、同第七百三十七号(二千六年)、第七百四十七号(二千七年)、第八百三十五号(二千八年)及び第九百二十九号(二千十年)及び第二千二百二十四号(二千十五年)の規定は終了する。

○ 国際連合安全保障理事会決議第七百三十七号(和訳)(抄)

12 すべての加盟国は、この決議の採択の日又はその後いつでも、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産及び経済資源であつて、附属書において指定される者若しくは団体、並びに、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に参与し、直接提携し若しくは支援を提供している者若しくは安全保障理事会若しくは委員会により指定される者若しくは団体により、又は、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体により、又は、それらにより所有され若しくは管理されるもの(不正な手段を通じたものも含む)を直ちに凍結すること、また、この規定の措置は、安全保障理事会又は委員会がそのような者又は団体を附属書から削除する場合に、その時点において、それらについて適用されなくなることを決定する。また、すべての加盟国が、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内に所在する者若しくは団体により、それらの者及び団体の利益のために利用可能となることのないよう確保することを決定する。

18 安全保障理事会の仮手続規則の規則二十八に従って、同理事会のすべての理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、次の任務を遂行することを決定する。

(a) 決議第六百九十六号(二千六年)、同第七百三十七号(二千六年)、第七百四十七号(二千七年)、第八百三十五号(二千八年)及び第九百二十九号(二千十年)及び第二千二百二十四号(二千十五年)の規定は終了する。

○ 国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号(和訳)(抄)

7 国際連合憲章第四十一条の下で行動して、安全保障理事会が5の規定で明記されている I A E A からの報告を受領した際には、以下を決定する。

(a) 決議第六百九十六号(二千六年)、同第七百三十七号(二千六年)、第七百四十七号(二千七年)、第八百三十五号(二千八年)及び第九百二十九号(二千十年)及び第二千二百二十四号(二千十五年)の規定は終了する。

附属書 B… 声明

6 全ての加盟国は、
(a) 全ての加盟国は、
(b) (略)

- (c) JCPPOAの採択の日から八年後の日まで、又は、IAEAが拡大結論を確認する報告書を提出する日のうちいずれか早い方の日まで、JCPPOAの採択の日から自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産及び経済資源を凍結し続け、この決議の附属書で特定される個人及び団体を除き、新たな決議の採択の日時点で決議第七百三十七号(二千六年)に従い設立された委員会により作成され維持されるリストで特定された、又は、安全保障理事会によりリストから除外された、個人又は団体により所有された又は管理される自国の領域内にある資金、その他の金融資産及び経済資源をその後いつでも凍結し、この声明において特定された品目、資材、機材、物品及び技術の調達の関与を通じたものを含め、JCPPOAにおけるイランの約束に反して取られたイランの拡散上機微な核活動若しくは核兵器運搬システムの開発に関与し、JCPPOA若しくは新たな決議を逃れ若しくはその指示により行動し、又は、不正な手段を通じて指定された個人若しくは団体を支援し、指定された個人若しくは団体の代理として若しくはその指示により行動し、又は、不正な手段を通じて指定された個人若しくは団体の個人若しくは他の金融資産及び経済資源を凍結する。
- (d) JCPPOAの採択の日から八年後の日まで、若しくは、IAEAが拡大結論を確認する報告書を提出する日のいずれか早い方の日まで、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民、自国の領域内の個人若しくは団体により、指定された個人又は団体のために利用可能となることのないよう確保する。これらの要請は、関係国により次のように決定された資金、その他の金融資産又は経済資源には適用されない。
- i) v (略)
- さらに、この規定は、関係国がその契約が、この声明で言及される禁止された品目、資材、機材、物品、技術、支援、訓練、資金援助、投資、仲介、又はサービスに関係しないと決定すること、又は、支払いがこの規定の措置の対象となっていない個人又は団体により直接、又は間接に受領されないこと、及び、関係国が安全保障理事会に対して、この目的のために、そのような支払いを行わずに受け取り、又は、適当な場合には、資金、その他の金融資産、若しくは経済資源の凍結の解除を承認する意図を、そのような承認の十作業日前までに通知することを条件として、指定された個人又は団体が、指定以前に締結した契約に基づいて支払いを行うことを妨げるものではない。
- さらに、国家は、この規定に従って、凍結された口座にかかる未払いの利息若しくは収益、又は、口座が凍結された日以前に生じた契約、合意若しくは義務に基づく支払いを、そのような利息、収益、支払いが引き続きこれらの措置の対象として、凍結され続ける場合に、凍結された口座に追加することを許可することができる。
- (e) (略)
- (f) (略)

○資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)(抄)【安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十一号)による改正後】

第二条 (定義)
(略)

2 この法律において「資金移動業者」とは、第三十七条の登録を受けた者をいう。

3 この法律において「電子決済手段」とは、次に掲げるものをいう。

4 (略)

5 この法律において「電子決済手段」とは、次に掲げるものをいう。

6 (略)

7 (略)

8 この法律において「特定信託受益権」とは、金銭信託の受益権(電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示される場合に限り、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることその他内閣府令で定める要件を満たすものをいう。

10 この法律において「電子決済手段等取引業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「電子決済手段の交換等」とは、第一号又は第二号に掲げる行為をいい、「電子決済手段の管理」とは、第三号に掲げる行為をいう。

四 資金移動業者の委託を受けて、当該資金移動業者に代わって利用者（当該資金移動業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している者に限る。）との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させ、又は減少させること。

イ・ロ（略）

11 この法律において「電子決済手段関連業務」とは、電子決済手段の交換等又は電子決済手段の管理をいう。

12 この法律において「電子決済手段等取引業者」とは、第六十二条の三の登録を受けた者をいう。

13 この法律において「外国電子決済手段等取引業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第六十二条の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて電子決済手段等取引業を行う者又は当該外国の法令に準拠して第十項第四号に掲げる行為に相当する行為を業として行う者をいう。

14 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利を表示するものを除く。

一・二（略）

15 この法律において「暗号資産交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「暗号資産の交換等」とは、第一号又は第二号に掲げる行為をいい、「暗号資産の管理」とは、第四号に掲げる行為をいう。

一 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換

二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

三 その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭の管理をすること。

四 他人のために暗号資産の管理をすること（当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。）。

1716 この法律において「暗号資産交換業者」とは、第六十三条の二の登録を受けた者をいう。

17 この法律において「外国暗号資産交換業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第六十三条の二の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて暗号資産交換業を行う者をいう。

18 この法律において「為替取引分析業」とは、複数の金融機関等（銀行等その他の政令で定める者をいう。以下同じ。）の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引（これに準ずるものとして主務省令で定めるものを含む。）の以下この項及び第四章において同じ。）に関し、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一（略）

二 当該為替取引が国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第九条に規定する公告国際テロリストその他これに準ずる者として主務省令で定める者に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知すること。

三（略）

19（略）

31（略）

（特定信託会社に関する特例）

第三十七條の二（略）

2 特定信託会社が前項の規定により特定資金移動業を営む場合においては、特定資金移動業を資金移動業と、当該特定信託会社を資金移動業者とそれぞれみなして、第二条第二十四項及び第二十五項、第三十九条、第四十条の二、第四十一条（第一項及び第二項を除く。）、第四十二条、第四十九条から第五十一条まで、第五十一条の四から第五十三条（第二項各号及び第三項各号を除く。）、第五十四条から第五十六条第一項まで、第五十八条、第六十一条、第六十二条第一項、第六十二条の八、第五章、第六章、第二百二条並びに第二百三条の規定

並びにこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

| | | |
|---------------------------|---|---|
| 第二十五条第二十五項 | 資金移動業務 | 特定資金移動業務 |
| 第三十九条第一項 | 第三十七条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか 資金移動業者登録簿に登録し 前条第一項各号に掲げる | 第三十七条の二第三項の規定による届出があつたときは 特定信託会社名簿に登録し 当該届出をした者に係る特定資金移動業の内容及び方法その他内閣府令で定める 届出年月日及び届出受理番号 登録を |
| 第三十九条第一項第一号 | 登録年月日及び登録番号 | 第三十七条の二第三項の規定による届出をした者 |
| 第三十九条第二項 | 登録を | |
| 第三十九条第三項 | 登録申請者 | 特定信託会社名簿 |
| 第四十条の二第一項 | 資金移動業者登録簿 第一種資金移動業を | 少額として政令で定める額を超える資金の移動に係る特定信託為替取引を業として 特定資金移動業の内容及び方法 |
| 第四十一条第三項 | 第三十八条第一項第八号に掲げる事項 | 第三十九条第一項第一号 |
| 第四十一条第四項 | 第三十八条第一項各号 のいづれかに変更 | に変更 |
| 第四十一条第五項 | 除き、同項第七号に掲げる事項の変更にあつては、一の種別の資金移動業の全部を廃止したことに限るものに限る 資金移動業者登録簿に登録し | 特定信託会社名簿に登録し 提供 |
| 第五十一条 | 提供、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがない認められるものを保有しないための措置 指定資金移動業務紛争解決機関 指定資金移動業務紛争解決機関 指定資金移動業務紛争解決機関 | 指定特定資金移動業務紛争解決機関 指定特定資金移動業務 指定特定資金移動業務紛争解決機関 |
| 第五十一条の四第一項第一号 | 指定資金移動業務紛争解決機関 | |
| 第五十一条の四第一項第二号、第二項及び第三項第二号 | 指定資金移動業務紛争解決機関 | |
| 第五十三条第二項 | 次の各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に定める | 特定信託為替取引に関し負担する債務の額に関する 財務に関する書類その他の内閣府令で |
| 第五十三条第三項 | 次の各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に | |
| 第五十六条第一項 | 次の各号のいづれか 第三十七条の登録を取り消し 第一種資金移動業を | 第三号又は第四号 特定資金移動業の廃止を命じ 同項に規定する少額として政令で定める額を超える資金の移動に係る特定信託為替取引を業として |
| 第五十六条第一項第三号 | 第一種資金移動業を | |
| 第五十八條 | 第五十六条第一項又は第二項 | 第五十六条第一項 |
| 第六十一条第一項第二号 | 第五十九条第二項第二号に掲げる | 当該特定信託会社について破産手続開始の申立て等が行われた |

| | | |
|--------------------------------|---|---|
| 第六十一条第二項 | 当該資金移動業者の第三十七条の登録は、その効力を失う。この場合において、当該を除く | 当該 |
| 第六十一条第五項 | | |
| 第六十一条第六項 | 外国資金移動業者 | 及び新たな受託者（信託会社等に該当するものに限り。）が就任した場合を除く |
| 第六十一条第七項 | 同法 | 外国信託会社（信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。次項において同じ。） 会社法 |
| 第六十二条第一項 | 外国資金移動業者 又は第二項の規定により第三十七条の登録を取り消された | 外国信託会社 の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受けるときその他政令で定める |
| 第一百条第二項の表第二条第二十八項の項 | 第三十六条の二第一項 | 第三十六条の二第四項 |
| 第一百条第二項の表第二条第三十一項の項及び第五十二条の七十三 | 資金移動業務 | 特定資金移動業務 |
| 第三項第二号の項 | | |
| 第八十条第一号 | 第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業務 | 同項に規定する少額として政令で定める額を超える資金の移動に係る特定信託為替取引を業として |

3・4 (略)

2 (電子決済手段を発行する者に関する特例)
第六十二条の八 (略)

| | | |
|---------------|--|---------------------------|
| 第六十二条の五第一項第一号 | 第六十二条の三の登録の申請があったときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか | 第六十二条の八第三項の規定による届出があったときは |
| 第六十二条の五第一項第二号 | 電子決済手段等取引業者登録簿に登録し | 名簿に登録し |
| 第六十二条の五第二項 | 前条第一項各号 | 前条第一項各号（第九号を除く。） |
| 第六十二条の五第三項 | 登録年月日及び登録番号 | 届出年月日及び届出受理番号 |
| 第六十二条の五第四項 | 登録申請者 | 登録を |
| 第六十二条の五第五項 | 電子決済手段等取引業者登録簿 | 第六十二条の八第三項の規定による届出をした者 |
| 前条第三項 | から第十号まで | 第一項の名簿 |
| 前条第四項 | 第六十二条の四第一項各号 | 又は第十号 |
| 前条第五項 | 電子決済手段等取引業者登録簿に登録し | 第六十二条の四第一項各号（第九号を除く。） |
| 第六十二条の十二 | より、電子決済手段等取引業と銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務との誤認を | 第六十二条の五第一項の名簿に登録し |

| | | |
|--------------|---|---|
| 第六十二条の十七第一項 | 防止するための説明 利用者 | 利用者一と、同法第三十七条第一項第二号及び第三十七条の三第一項第二号中「金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号」とあるのは「資金決済に関する法律第六十二条の八第三項の規定による届出の受理番号第三号」 |
| 第六十二条の二十二第二項 | 次の各号のいずれか 第六十二条の三の登録を取り消し | 電子決済手段等取引業の廃止を命じ 当該 |
| 第六十二条の二十五第二項 | 当該電子決済手段等取引業者の第六十二条の三の登録は、その効力を失う。この場合において、当該 | |
| 第六十二条の二十六第一項 | 又は第二項の規定により第六十二条の三の登録 が取り消された | の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受けたときその他政令で定める |

3 (略)

(許可の基準)

第六十三条の二十五 (略)

2 主務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可を与えてはならない。

一 株式会社又は一般社団法人（これらの者が次に掲げる機関を置く場合に限る。）でないもの
イ・ロ (略)

二 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録、許可若しくは免許（当該登録、許可又は免許に類するその他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人

四 この法律、銀行法等、外国為替及び外国貿易法、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることなくった日から五年を経過しない法人

五 取締役等（取締役、監査役若しくは執行役員若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章及び次章において同じ。）のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人
イハ (略)

ニ この法律、銀行法等、外国為替及び外国貿易法、個人情報保護の保護に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることなくった日から五年を経過しない者

ホ (略)

○銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)(抄)【安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十一号)による改正後】

(定義等)

第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

2 16 (略)

17 この法律において「電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいい、「電子決済等関連預金媒介業務」とは、第二号に掲げる行為をいう。

一 銀行の委託を受けて、当該銀行に代わって当該銀行に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権(以下この号において「預金債権」という。)の額を増加させ、又は減少させること。

イ・ロ (略)

二 その行う前号に掲げる行為に関して、同号の銀行(以下「委託銀行」という。)のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

1918 32 (略) この法律において「電子決済等取扱業者」とは、第五十二条の六十の三の登録を受けて電子決済等取扱業を営む者をいう。

○信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)(抄)【安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十一号)による改正後】

(登録)

2 第八十五条の三 (略)

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う事業をいう。

一 信用金庫の委託を受けて、当該信用金庫に代わって当該信用金庫に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権(以下この号において「預金債権」という。)の額を増加させ、又は減少させること。

イ・ロ (略)

二 その行う前号に掲げる行為に関して、同号の信用金庫(以下「委託信用金庫」という。)のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

(信用金庫電子決済等取扱業に関する特例)

第八十五条の三の二 信用金庫電子決済等取扱業者(前条第一項の登録を受けて信用金庫電子決済等取扱業(同条第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)は、第八十九条第九項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ(5)及び(9)に係る部分に限る。)、二(1)、(6)及び(10)に係る部分に限る。)、及びホ並びに第二号ロ(4)から(6)まで(登録の拒否)に該当しない場合には、第八十五条の四第一項の規定にかかわらず、委託信用金庫に預金の口座を開設している当該信用金庫電子決済等取扱業者の信用金庫電子決済等取扱業に係る顧客からの委託を受けて行うもの限り、当該委託信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業(同条第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下この条において同じ。)を営むことができる。

2 3 (略)

○協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）【安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）による改正後】

（信用協同組合電子決済等取扱業の登録）

第六条の四の三 内閣総理大臣の登録を受けた者は、第六条の三第一項の規定にかかわらず、信用協同組合電子決済等取扱業を行うことができる。

2 前項の「信用協同組合電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う事業をいう。

一 信用協同組合の委託を受けて、当該信用協同組合に代わつて当該信用協同組合に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権（以下この号において「預金債権」という。）の額を増加させ、又は減少させること。

イ・ロ（略）

二 その行う前号に掲げる行為に関して、同号の信用協同組合（以下「委託信用協同組合」という。）のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

（信用協同組合電子決済等取扱業に関する特例）

第六条の四の四 信用協同組合電子決済等取扱業者（前条第一項の登録を受けて信用協同組合電子決済等取扱業（同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十条の六十一の五第一項第一号ハ（4）及び（9）に係る部分に限る。）及び（5）及び（10）に係る部分に限る。）及び（1）及び（4）から（6）まで（登録の拒否）に該当しない場合には、第六条の五の二第一項の規定にかかわらず、委託信用協同組合に預金の口座を開設している当該信用協同組合電子決済等取扱業者の信用協同組合電子決済等取扱業に係る顧客からの委託を受けて行うもの（以下「委託信用協同組合」に係る信用協同組合電子決済等取扱業（同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業をいう。以下この条において同じ。）を営むことができる。）

2・3（略）

○信託業法（平成十六年法律第五十四号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「信託会社」とは、第三条の内閣総理大臣の免許又は第七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

3・5（略）

6 この法律において「外国信託会社」とは、第五十三条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

7・15（略）

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2・8（略）

9 この法律において「金融商品取引業者」とは、第二十九条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。
10 42 (略)

第二十八条 この章において「第一種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 五 (略)

2 この章において「第二種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 四 (略)

3 8 (略)

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（組合契約）

第六百六十七条 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。

2 (略)

○投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2 この法律において「投資事業有限責任組合」とは、次条第一項の投資事業有限責任組合契約によって成立する無限責任組合員及び有限責任組合員からなる組合をいう。

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2 18 (略)

19 この法律において「国際航空運送事業」とは、本邦内の地点と本邦外の地点との間又は本邦外の各地間において行う航空運送事業をいう。
20 22 (略)

○火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）（抄）

（定義）

第一条 この法律において、「火炎びん」とは、ガラスびんその他の容器にガソリン、灯油その他引火しやすい物質を入れ、その物質が流出し、又は飛散した場合にこれを燃焼させるための発火装置又は点火装置を施した物で、人の生命、身体又は財産に害を加えるのに使用されるものをいう。

○細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十号）（抄）

(定義)

- 第二条 この法律において「生物剤」とは、微生物であつて、人、動物若しくは植物の生体内で増殖する場合にこれらを発病させ、死亡させ、若しくは枯死させるもの又は毒素を産生するものをいう。
- 2 この法律において「毒素」とは、生物によつて産生される物質であつて、人、動物又は植物の生体内に入った場合にこれらを発病させ、死亡させ、又は枯死させるものをいい、人工的に合成された物質で、その構造式がいずれかの毒素の構造式と同一であるものを含むものとする。
- 3 この法律において「生物兵器」とは、武力の行使の手段として使用される物で、生物剤又は生物剤を保有しかつ媒介する生物を充てんしたものをいう。
- 4 この法律において「毒素兵器」とは、武力の行使の手段として使用される物で、毒素を充てんしたものをいう。

○化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）（抄）

(定義等)

- 第二条 この法律において「毒性物質」とは、人が吸入し、又は接触した場合に、これを死に至らしめ、又はその身体の機能を一時的若しくは持続的に著しく害する性質（以下「毒性」という。）を有する物質であつて、化学兵器禁止条約の規定に即して政令で定めるものをいう。
- 2 この法律において「化学兵器」とは、砲弾、ロケット弾その他の政令で定める兵器であつて、毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質を充てんしたもの（その他の物質を充てんしたものであつて、その内部で化学的变化を生ぜしめ、毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質を生成させるものを含む。）をいう。
- 3 〃 8 （略）

○サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）（抄）

(定義)

- 第二条 この法律において「サリン等」とは、サリン（メチルホスホノフルオロイソプロピル）をいう。以下同じ。）及び次の各号のいずれにも該当する物質で政令で定めるものをいう。
- 一 サリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有すること。
- 二 その原材料、製法、発散させる方法、発散したときの性状その他その物質の特性を勘案して人を殺傷する目的に供されるおそれ並びに発散した場合の人の生命及び身体に対する危害の程度が大きいと認められること。
- 三 犯罪に係る社会状況その他の事情を勘案して人の生命及び身体保護並びに公共の安全の確保を図るためにその物質についてこの法律の規定により規制等を行う必要性が高いと認められること。

○放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）（抄）

(定義)

- 第二条 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。
- 2 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。
- 3 この法律において「放射性物質」とは、次に掲げるものをいう。
- 一・二 （略）
- 4 この法律において「原子核分裂等装置」とは、次に掲げるものをいう。
- 一・二 （略）

○航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号) (抄)

第一条 (この法律の目的及び用語の定義) (略)

2 この法律において「航路標識」とは、灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所その他の国土交通省令で定める施設をいう。

○行政書士法(昭和二十六年法律第四号) (抄)

(業務)

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。))に関する行われれる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為(弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。))について代理すること。

二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に對する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

三 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を代理人として作成すること。

四 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を代理人として作成すること。

2 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士(以下「特定行政書士」という。)に限り、行うことができる。

(秘密を守る義務)

第十二条 行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなつた後も、また同様とする。

(業務の範囲)

第十三条の六 行政書士法人は、第一条の二及び第一条の三第一項(第二号を除く。)に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第一号の総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に關し法令上の制限がある場合における当該業務及び第二号に掲げる業務(以下「特定業務」という。)については、社員のうちに当該特定業務を行うことができる

行政書士がある行政書士法人に限り、行うことができる。
一 法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうち第一条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部
二 第一条の三第一項第二号に掲げる業務

○公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）（抄）【公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十一号）による改正後】

（外国で資格を有する者の特例）

第十六条の二（略）

25（略）

6 第十八条の二から第二十条まで、第二十一条（第一項を除く。）、第二十二条、第二十四条から第三十四条の二まで及び第四十九条の規定は、外国公認会計士について準用する。

（秘密を守る義務）

第二十七条 公認会計士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。公認会計士でなくなつた後であつても、同様とする。

○税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（抄）【所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）による改正後】

（税理士の業務）

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（昭和三十五年法律第二百二十六号）第十條の四第二項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）、その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第一号を除き、以下同じ。）に關し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に對する租税に關する法令若しくは行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章の規定に係る申告、申請及び審査請求を除くものとする。以下「申告等」という。）に對し、又は該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に關し、税務官公署に對してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）
二 税務書類の作成（税務官公署に對する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に關する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。））を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）
三 税務相談（税務官公署に對する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に關し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税（特別法人事業税を含む。以下同じ。）に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に關する事項について相談に應ずることをいう。）

2 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に關する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 前二項の規定は、税理士が他の税理士又は税理士法人（第四十八条の二に規定する税理士法人をいう。次章、第四章及び第五章において

同じ。)の補助者として前二項の業務に従事することを妨げない。

(秘密を守る義務)

第三十八条 税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなつた後においても、また同様とする。

(業務の範囲)

第四十八条の五 税理士法人は、税理士業務を行うほか、定款で定めるところにより、第二条第二項の業務その他の業務で税理士が行うことができるものとして財務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。

○特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)(抄)

(犯罪収益移転防止規程)

第五十六条 犯罪収益移転防止規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 疑わしい取引の届出(犯罪収益移転防止法第八条第三項に規定する疑わしい取引の届出をいう。)に係る判断の方法に関する事項

四 (略)

2 (略)

(取引の届出等)

第九十九条 カジノ事業者は、顧客との間で、カジノ業務に係る取引のうち、チップの交付等をする取引その他の政令で定める取引であつて、政令で定める額を超える現金の受払いをするものを行ったときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該取引の内容、金額その他カジノ管理委員会規則で定める事項をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

2 (略)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)(抄)

第一百条 公正取引委員会の職員(公正取引委員会の指定を受けた者に限る。以下この章において「委員会職員」という。)は、犯則事件(第八十九条から第九十一条までの罪に係る事件をいう。以下この章において同じ。)を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人(以下この項において「犯則嫌疑者等」という。)に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等に対して質問し、犯則嫌疑者等が所持し若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し若しくは置き去つた物件を領置することができる。

② (略)

○出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)(抄)

(退去強制)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

一 第三条の規定に違反して本邦に入つた者

二 入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した者

二の二 第二十二條の四第一項(第一号又は第二号に係るものに限る。)の規定により在留資格を取り消された者

三 第二十二條の四第一項（第五号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者（同条第七項本文の規定により期間の指定を受けた者を除く。）
 二 第四十二條の四第七項本文（第六十一條の二の八第二項において準用する場合を含む。）の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの
 三 他の外国人に不正に前章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印（第九條第四項の規定による記録を含む。）若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可又は前二節若しくは次章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助けた者
 三 公衆等脅迫目的の犯罪行為のため資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為（以下この号において「公衆等脅迫目的の犯罪行為」という。）
 三 公衆等脅迫目的の犯罪行為の予備行為又は公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする行為を行うおそれがあると認めるとするに足りる相当の理由がある者として法務大臣が認定する者
 三 国際約束により本邦への入国を防止すべきものとされている者
 三 四 次イからハまでに掲げるいづれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者
 三 五 事業活動に関し、外国人に不法就労活動（第十九條第一項の規定に違反する活動又は第七十條第一項第一号、第二号、第三号から第三号の三まで、第五号、第七号から第七号の三まで若しくは第八号の二から第八号の四までに掲げる者が行う活動であつて報酬その他の収入を伴うものをいう。以下同じ。）をさせること。
 三 六 外国人に不法就労活動をさせるために自己の支配下に置くこと。
 三 七 外国人に不法就労活動をさせる行為又は口で規定する行為に關しあつせんすること。
 三 八 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為を行い、唆し、又はこれを助けた者
 三 九 次イからニまでに掲げるいづれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者
 三 十 行使の目的で、在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七條第一項に規定する特別永住者証明書（以下単に「特別永住者証明書」という。）を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の在留カード若しくは特別永住者証明書を提供し、收受し、若しくは所持すること。
 三 十一 行使の目的で、他人名義の在留カード若しくは特別永住者証明書を提供し、收受し、若しくは所持し、又は自己名義の在留カードを提供すること。
 三 十二 偽造若しくは変造の在留カード若しくは特別永住者証明書又は他人名義の在留カード若しくは特別永住者証明書を行使すること。
 三 十三 在留カード若しくは特別永住者証明書の偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備すること。
 三 十四 本邦に在留する外国人（仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受けた者を除く。）で次のイからヨまでに掲げる者のいづれかに該当するもの
 三 十五 第十九條第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を専ら行つていたり明らかに認められる者（人身取引等により他人の支配下に置かれていたりする者を除く。）
 三 十六 在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間（第二十條第六項の規定により本邦に在留することができ期間を含む。第二十六條第一項及び第二十六條の二第二項（第二十六條の三第二項において準用する場合を含む。）において同じ。）を経過して本邦に残留する者
 三 十七 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者
 三 十八 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十三條第一項（第六号を除く。）から第三項までの罪により刑に処せられた者
 三 十九 第七十四條から第七十四條の六の三まで又は第七十四條の八の罪により刑に処せられた者
 三 二十 第七十三條の罪により禁錮以上の刑に処せられた者
 三 二十一 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）に規定する少年で昭和二十六年十一月一日以後に長期三年を超える懲役又は禁錮に処せられたもの
 三 二十二 昭和二十六年十一月一日以後に麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚醒剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係

十 第六十一条の二の二第一項若しくは第二項又は第六十一条の二の三の許可を受けて在留する者で、第六十一条の二の七第一項（第一号又は第三号に係るものに限る。）の規定により難民の認定を取り消されたもの

○警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）

（経費）

第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。

一（略）

十 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成

二十六年法律第百二十四号）第三章の規定による措置に要する経費

十一（略）

2・3 （略）

○衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）（抄）

（許可）

第四条 国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者（特定使用機関を除く。）は、衛星リモートセンシング装置ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 （略）

（欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律その他国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがある行為の規制に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 第十七条第一項の規定により許可を取り消され、又は第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者

三 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定により公告されている者（現に同項に規定する名簿に記載されている者に限る。）又は同法第四条第一項の規定による指定を受けている者（第二十一条第三項第一号ハにおいて「国際テロリスト」という。）

四 心身の故障により衛星リモートセンシング装置の使用を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

五 法人であって、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

六 個人であって、その内閣府令で定める使用人のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 個人であって、その死亡時代代理人が前各号のいずれかに該当するもの

（認定）

第二十一条 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者（特定取扱機関を除く。）は、申請により、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。

3 2 (略)

一 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

イ・ロ (略)

ハ 国際テロリスト

ニ・ヘ (略)

二 (略)

4・5 (略)

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（抄）

（工場抵当法等の一部改正）

第三条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一〇十一 (略)

十二 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第二条第一項、第三条第一項から第三項まで、第四条第一項及び第五条第一項

十三〇二十二 (略)

（自動車の保管場所の確保等に関する法律等の一部改正）

第一百三三 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一〇十 (略)

十一 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第二十九条から第三十一条まで

十二 (略)